

臨海部防災区域の範囲及び 区域内の建築制限のあり方(答申)

令和8年3月30日
名古屋市
臨海部防災区域建築条例
検討委員会

目 次

<u>はじめに</u>	----- 4
<u>1 条例の沿革</u>	----- 5
<u>2 臨海部防災区域をめぐる状況の変化</u>	----- 9
<u>3 条例の見直しに向けた検討の方向性</u>	----- 21
<u>4 臨海部防災区域の範囲及び区域内の建築制限のあり方</u>	----- 25
<u>参考資料</u>	----- 49

はじめに

名古屋市では、昭和34年の伊勢湾台風による被害を教訓に、昭和36年に名古屋市臨海部防災区域建築条例(昭和36年名古屋市条例第2号。以下「条例」という。)を制定し、名古屋市臨海部を中心に臨海部防災区域を指定するとともに、建築物を2階建以上にする等の建築制限を行っている。

その後、高潮防波堤等の整備が進み、近年公表された高潮による浸水予想では、伊勢湾台風時と比べ浸水想定が異なってきていること等、条例を取り巻く状況が変化してきている。

このような状況の中で名古屋市臨海部防災区域建築条例検討委員会条例が制定され、当委員会が設置された。当委員会は、名古屋市長より条例の見直しにあたっての基本的な考え方となる、「臨海部防災区域の範囲及び区域内の建築制限のあり方」について諮問を受けたことから、調査検討を行い、答申として取りまとめたので報告する。

1 条例の沿革

- (1) 伊勢湾台風の被害
- (2) 条例の制定及び改正

(1) 伊勢湾台風の被害

台風史上最大級の規模をもった伊勢湾台風は、昭和34年9月26日夜に当地方を襲い、幾多の気象上の悪条件から、想像を絶する暴風雨と高潮による災害を引き起こした。

特に名古屋市においては、台風が中心が名古屋市の西約30kmのコースを通過するという最悪の条件のもとに置かれ、瞬間最大風速45.7m/s、最低気圧958.5hPa、名古屋港の最高潮位N.P.+5.31mという未曾有の記録を残した。

その結果、予期せぬ高潮により、随所で海岸及び河川の堤防が決壊し、一瞬にして多数の人命と財産を奪い、長期にわたって都市活動を麻痺させた。

▼表1-1 名古屋市における伊勢湾台風の被害状況

人的被害（人）		建物被害（棟）	
死者・行方不明者	負傷者	床上浸水	床下浸水
1,851	40,528	34,883	32,469

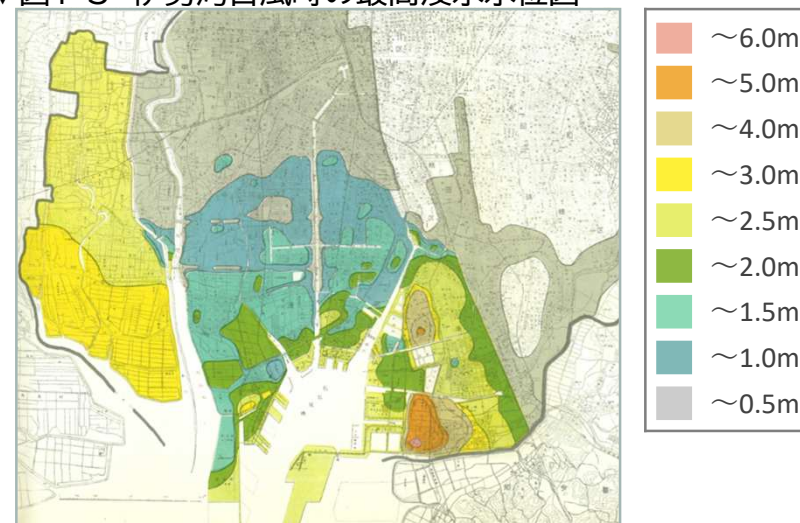
出典：伊勢湾台風災害誌（昭和36年,名古屋市）

▼写真1-2 浸水した市街地



出典：伊勢湾台風による名古屋市の市街地および建築物被害調査と防災計画（昭和35年,名古屋市建築局 発行,建設省建築研究所 編集）

▼図1-3 伊勢湾台風時の最高浸水水位図



出典：伊勢湾台風による名古屋市の市街地および建築物被害調査と防災計画（昭和35年,名古屋市建築局 発行,建設省建築研究所 編集）

(2) 条例の制定及び改正

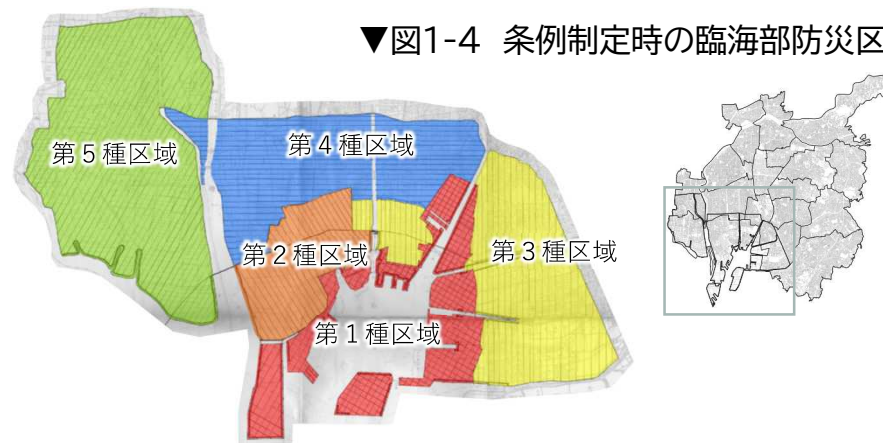
a. 条例制定の経緯

名古屋市は、伊勢湾台風の被害の経験に基づき、市長、学識経験者、関係団体代表、行政機関職員、市議員からなる90人の委員で、名古屋市災害対策協議会を結成し、昭和35年5月、この協議会で「名古屋市災害対策要綱」を決定した。

また、名古屋市の依頼により、防災建築規制の基礎調査として、建設省（現国土交通省）建築研究所は「伊勢湾台風による名古屋市の市街地及び建築物被害調査報告」と「災害危険区域の指定要綱案（二次案）」を作成した。この要綱案をベースに、建築基準法に基づく災害危険区域として、現在の条例の前身である「名古屋市災害危険区域に関する条例」が制定され、昭和36年6月1日から施行された。

この条例の内容は、名古屋市の防災計画の一環として行われた建築規制であり、個々の建築物単独で大規模な高潮災害に対処することを目的としたものではなく、①高潮防波堤の完成、②海岸堤防・河川堤防の完成、③排水ポンプ場の整備、④貯木場の移転、⑤土地区画整理事業の進捗、⑥埋め立て造成地の完成の6項目を前提として作られたものであった。

▼図1-4 条例制定時の臨海部防災区域



※基礎天端高による代替可(2~5種のみ)。その他各制限の例外あり

	地盤面※の高さ	構造制限 (居室を有する場合)	図解
第1種	N・P(+) 4 m 以上	木造禁止	
第2種	N・P(+) 2 m 以上	N・P(+) 3.5m 以上に居室設置	
第3種	N・P(+) 1 m 以上	N・P(+) 3.5m 以上に居室設置	
第4種	N・P(+) 1 m 以上	—	
第5種	N・P(+) 2 m 以上	N・P(+) 3.5m 以上に居室設置	

公共建築物等の制限：第2種～第5種区域

範囲：学校・病院・集会場・官公署等、発電所・変電所・排水ポンプ場等、共同住宅・寄宿舎・下宿等

制限：地盤面又は基礎天端高さN・P(+)2m以上、木造禁止（居住室を有する建築物を除く）

建築物の建築禁止：第1種区域

範囲：海岸線・河岸線から50m以内で市長が指定する区域

制限：居住室を有する建築物等の建築禁止

※条例の詳細は参考資料(3)を参照

b. 条例改正の背景及び経緯

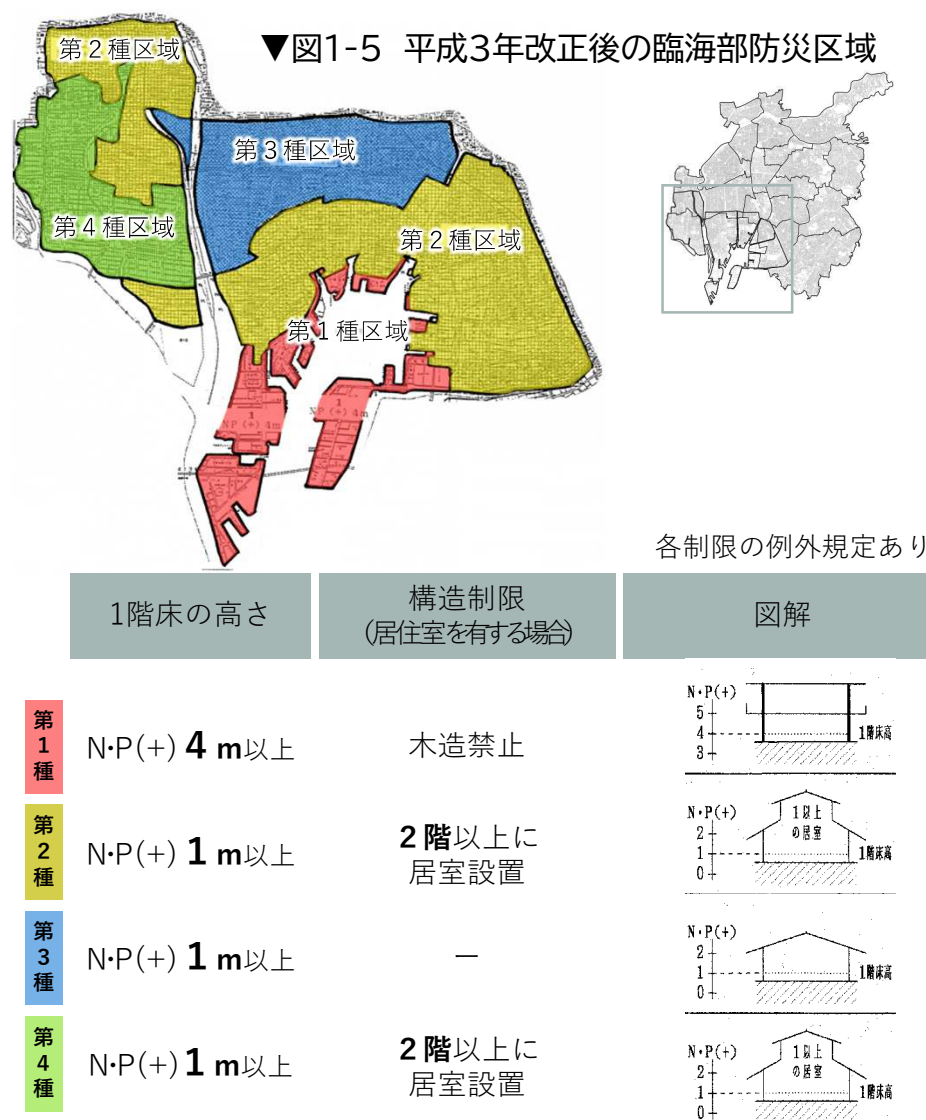
昭和44年に、条例の内容が一部改正され、名称が「名古屋市臨海部防災区域建築条例」に変更された。また、平成3年には、臨海部防災区域をめぐる状況の変化を踏まえ、名古屋市臨海部防災区域建築条例検討委員会による平成元年答申に基づき、大幅な条例の改正が行われた。

改正内容としては、①区域の範囲とその種別・規制値の適正化、②地盤高による規制の合理化、③N・P表示の簡素化、④公共建築物等の規制の見直し、⑤構造制限の見直し、⑥居住の用に供する建築物の建築禁止の見直し等であった。

その後、臨海部の埋め立てによる区域の拡大、市街化調整区域の編入、建築基準法の改正に伴う規定の整理などを経て現在に至っている。

平成元年答申における対応の基本的な考え方

- ・高潮による出水対策を中心に、内水に対しても有利に働くようにする。
- ・地震時の災害に対して、規制が不利にならないように留意する。
- ・条例は住民等に過大な負担がかからぬよう生命維持レベルが適当。
- ・条例施行後の状況の変化に応じた適切な区域構造等の制限が必要。
- ・各種規制は、防災環境等の向上を的確に評価し、建築計画の自由度等を損ねることのないよう留意しなくてはならない。



公共建築物等の制限：第2種～第4種区域

範囲：学校、病院、集会場、官公署、児童福祉施設等
制限：1階の床の高さN・P(+)2m以上、
N・P(+)3.5m以上に1以上の居室設置、木造禁止

建築物の建築禁止：第1種区域

範囲：海岸線・河岸線から50m以内で市長が指定する区域
制限：居住室を有する建築物、病院及び児童福祉施設等の建築禁止

※条例の詳細は参考資料(4)を参照

2 臨海部防災区域をめぐる状況の変化

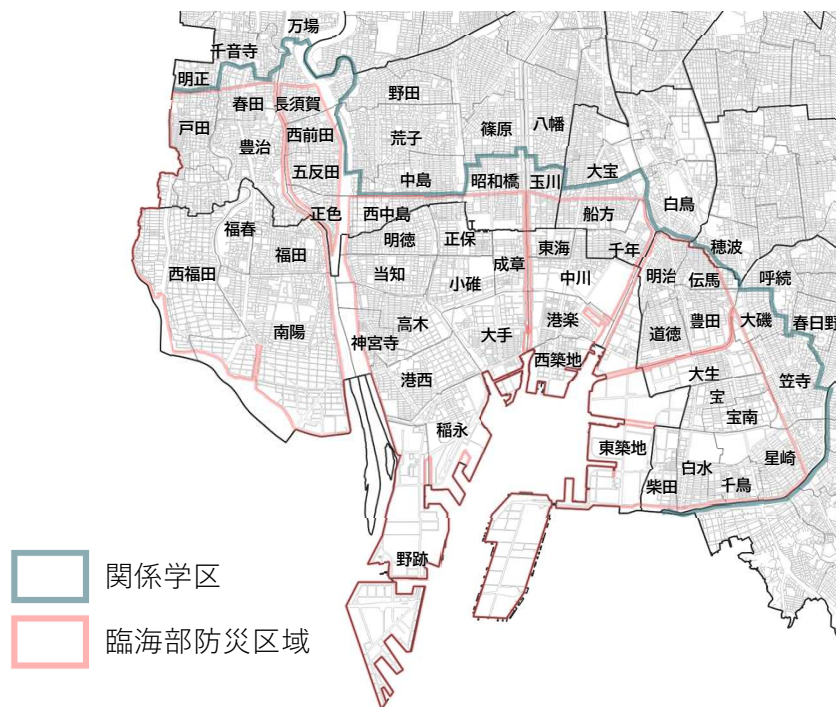
- (1) 市街化の進展
- (2) 防災施設等の整備の状況
- (3) 各種浸水想定の公表
- (4) 近年の水災害をうけた法改正等

(1) 市街化の進展

a. 臨海部防災区域内の人口

○臨海部防災区域を含む関係学区における人口は、条例が施行される昭和35年頃から昭和45年頃までの10年間で、約27万人から35万人超まで増えており、増加の傾向が顕著であった。その後、区域内の人口は平成初期をピークに、しばらく横ばいであったが近年では減少に転じている（図2-2）。

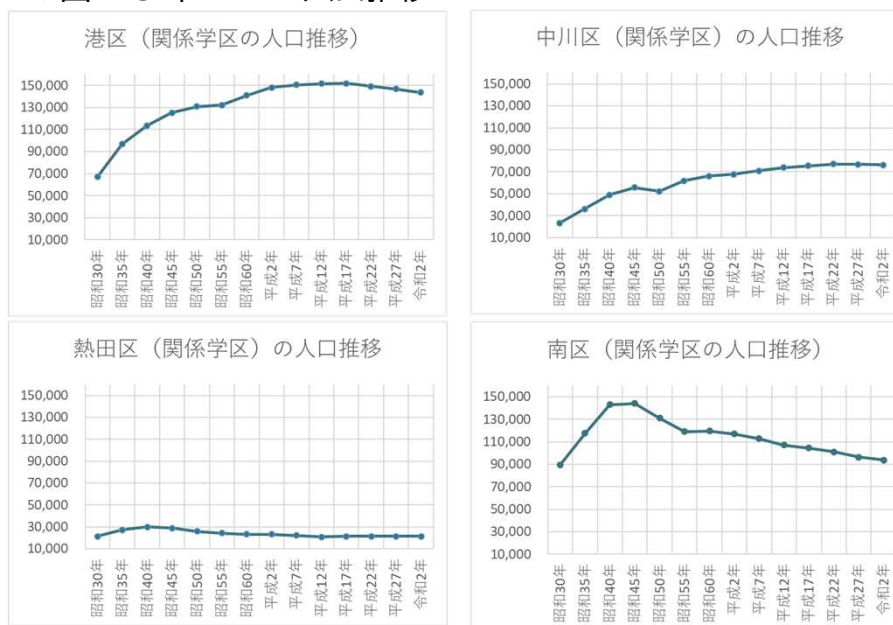
▼図2-1 臨海部防災区域の関係学区



▼図2-2 臨海部防災区域内(関係学区)の人口推移



▼図2-3 区ごとの人口推移



出典：国勢調査結果の長期推移[昭和30年から令和2年 学区別人口の長期推移](名古屋市, <https://www.city.nagoya.jp/shisei/toukei/1003703/1003773/1003809/1036414/1003899.html>),(参照R7.12.9))

b. 市街地の拡大

○臨海部防災区域内の住宅用地について、条例施行の昭和35年頃から条例改正の平成3年頃の間では、中川区の西部、庄内川の東側、南区の南部あたりで増加した。

○その後の30年間では、大半が水田等の農地として利用されていた茶屋新田地区において、土地区画整理事業等により都市計画道路等の基盤整備が進められ、平成19年8月に市街化調整区域から市街化区域に編入されたことにより、局所的に住宅が増加しているが、区域全体では図2-4、2-5を比較してわかるように、住宅用地に大きな変化は見られない。

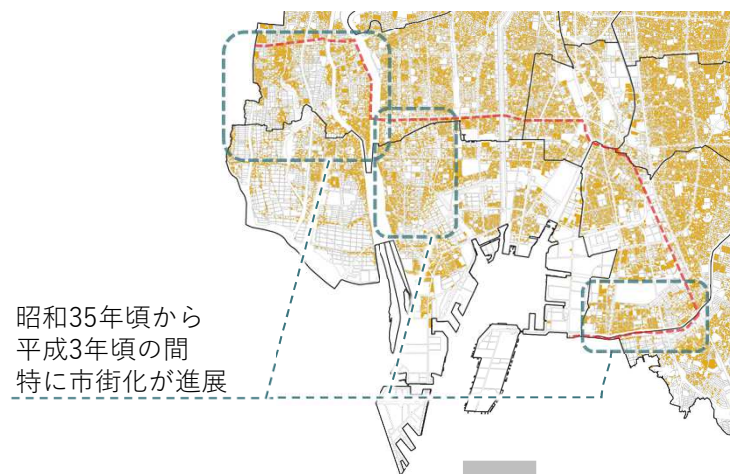


図2-4
平成4年の
住宅用地
(都市計画
基礎調査
より)

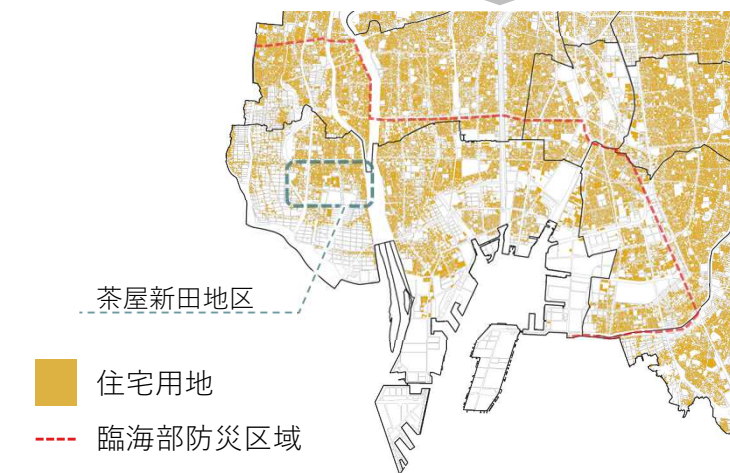


図2-5
令和4年の
住宅用地
(都市計画
基礎調査
より)

c. 一般住宅の質の向上

○条例制定時から平成3年の改正に至るまでの市街化の進展に伴い、避難拠点となる学校等の耐火構造化・中高層化、及びその数の増加等により、一定の防災的環境が向上してきた。

○一般住宅等の建築物についても2階建が標準となり、建築基準法においては、法改正による基礎の有筋化と布基礎の普及（昭和46年改正）等、質の変化が顕著にみられてきた。

○その後においても一般木造住宅では、地盤に応じた基礎の設計、基礎と柱の接合部に金具の取り付け等構造材と場所に応じた継手・仕口の選定、耐力壁のバランス配置等が規定（平成12年改正）され、さらに質の向上が図られている。

(2) 防災施設等の整備の状況

条例の前提条件となっていた防災施設の状況は、以下のとおりである。

a. 高潮防波堤

○伊勢湾台風の教訓から昭和39年にかけて、弥富市から対岸の知多市にわたり天端高N.P.+6.5mで建設された。その後、老朽化対策及びN.P.+8.0mまでの嵩上げなどの沈下・耐津波対策が行われ、改良工事が平成28年度に完了している（写真2-6）。

▼写真2-6 高潮防波堤



出典：名古屋港の防災施設の整備状況(名古屋港管理組合, <https://www.port-of-nagoya.jp/bousai/bosaikeikaku/1001377.html>, (参照R7.12.9))

▼写真2-7 防潮壁(左:昭和ふ頭、右:大江ふ頭)



▼写真2-8 堤防



出典：高潮堤工事が完了しました。(庄内川河川事務所, <https://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/oshirase/oshirase/20120724koujikanryou/index.html>, (参照R7.12.9))

b. 防潮壁・防潮扉

○天白川河口から庄内川河口に至る26.4kmにわたって、高潮が市街地へ流入することを防ぐためN.P.+6.0mから6.5mの高さで港を囲んでいる。現在は、地震・津波への対応として防潮壁の液状化対策に取り組まれている（写真2-7）。

c. 堤防等

○伊勢湾台風規模の高潮による浸水被害を防止すること等を目標として、各河川整備計画や海岸保全基本計画を定め、堤防等の整備が進められている（写真2-8）。

○日光川河口にある水閘門は、老朽化や地盤沈下の影響による高潮に対する必要な高さ不足等から改築が行われ、平成30年に完成している。

d. その他の整備

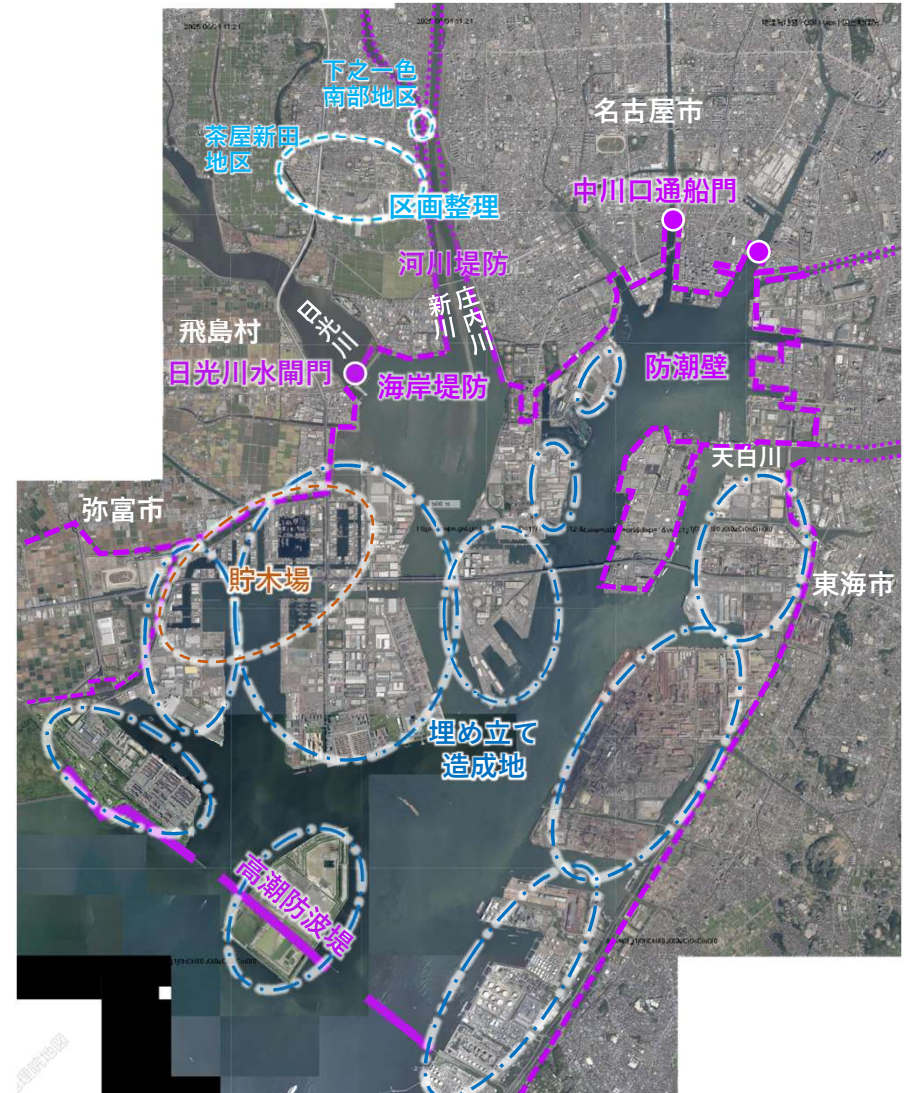
○名古屋港の埋め立て造成地は、伊勢湾台風後、内陸部より比較的高くなるよう埋め立てられている。

○排水ポンプ場は、排水が必要な区域に対し50mm/hの降雨に対処できるよう整備され、整備は概ね完了しており、排水能力は昭和36年当時と比較して高くなっている。現在は名古屋市総合排水計画に基づき63mm/hの降雨に対し浸水被害を概ね解消することを目標に整備が進められている。

○伊勢湾台風当時、多大な被害をもたらす原因となった貯木場は、西部木材港に移転され、木材の流出による被害の懸念は少なくなっている。

○土地区画整理事業は、伊勢湾台風による防災対策として区域内の面積約20%において進められた。その後、茶屋新田地区や下之一色南部地区等において、区画整理による嵩上げ等が行われ、区域の防災に寄与している。

▼図2-9 名古屋港周辺における防災施設等の整備の状況



凡例
 高潮防波堤
 海岸堤防・河川堤防
 水門等
 埋め立て造成地
 土地区画整理事業
 貯木場

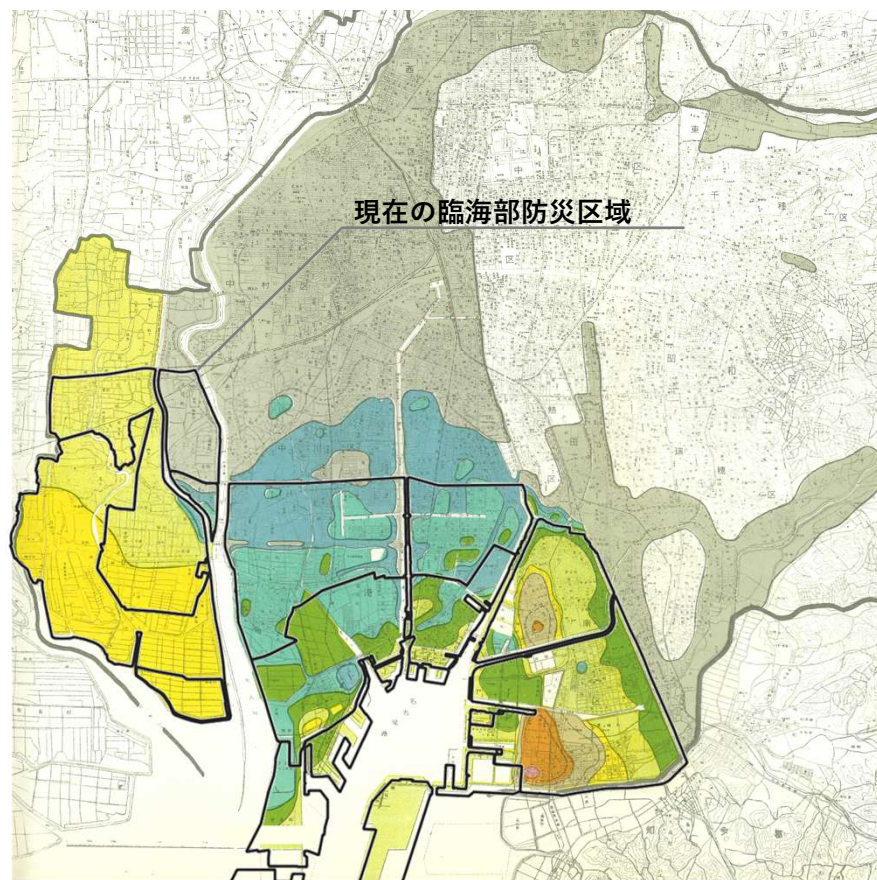
出典：地図・空中写真閲覧サービス(国土地理院, <https://service.gsi.go.jp/map-photos/app/map?search=all> , (参照R7.12.9))を加工して作成

(3) 各種浸水想定公表

○平成27年に水防法が改正され、水災害ごとに防災施設の整備状況等を反映したシミュレーションによる浸水想定が公表されるようになった（図2-11、4-4）。

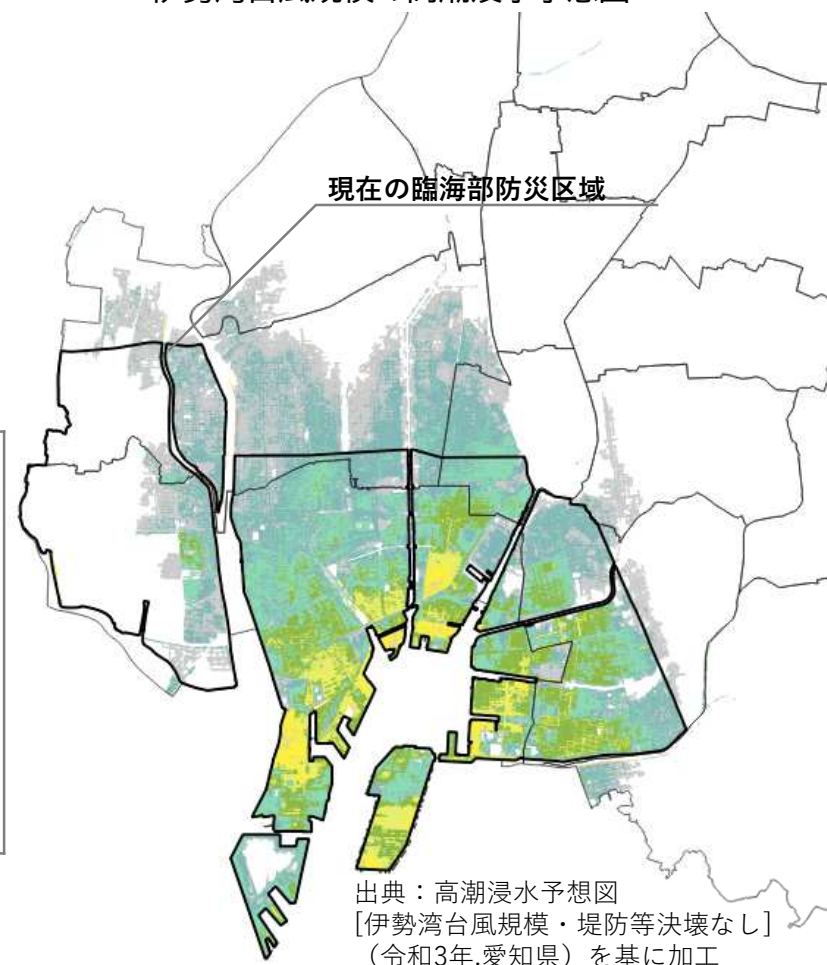
○令和3年に愛知県より公表された、防災施設の整備状況等を反映した伊勢湾台風規模の高潮浸水予想図と伊勢湾台風時の最高浸水水位図を比べると、当時の浸水実績とは異なってきている。

▼図2-10 伊勢湾台風時の最高浸水水位図



出典：伊勢湾台風による名古屋市の市街地および建築物被害調査と防災計画（昭和35年、名古屋市建築局 発行、建設省建築研究所 編集）

▼図2-11 防災施設の整備状況等を反映した伊勢湾台風規模の高潮浸水予想図



(4) 近年の水災害をうけた法改正等

a. 近年の水災害をうけた法改正

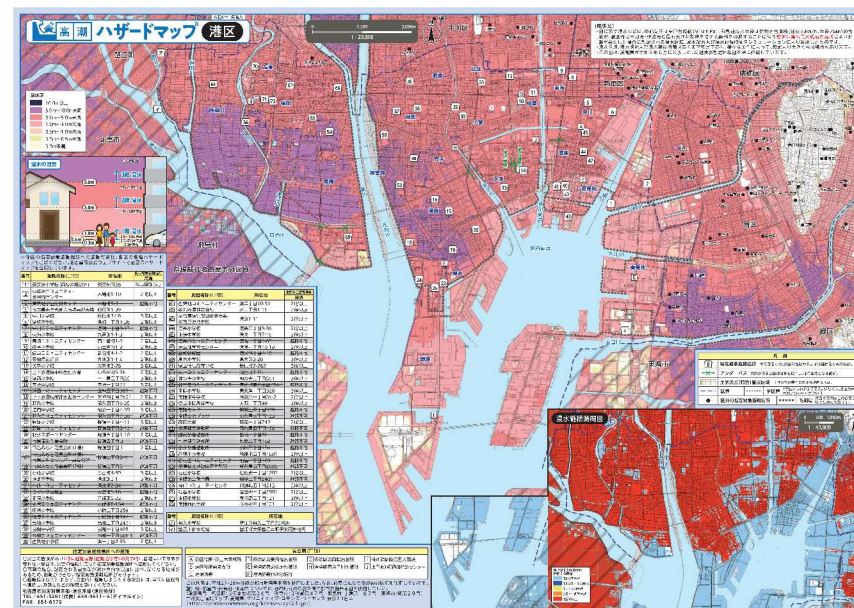
○近年、全国各地で大規模な風水害が相次いだこと等を受けた平成27年の水防法の改正として、治水施設の能力を超える洪水が発生している状況から、新たに「想定最大規模」の水災害へのソフト対策の推進が求められることとなった。また、令和3年には、洪水ハザードマップの作成が中小河川に拡大された。

○避難勧告と避難指示（緊急）の違いが分かりづらかった状況を踏まえ、令和3年に災害対策基本法が改正され、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の発令が「避難指示」に一本化された。

○令和7年12月には、洪水や高潮の観測・予測等に関する技術の進展等を踏まえ、水防法等が改正される等、円滑な避難の確保を図る法改正がされている。

○法令以外にも、令和3年、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを進める考え方が国土交通省より示され、この中で、立地適正化計画による居住・都市機能の立地誘導、建築基準法に基づく条例により建築物の床面の高さを制限する等が手法として挙げられており、これらを治水施設の整備等と組み合わせることが重要であるとされている。

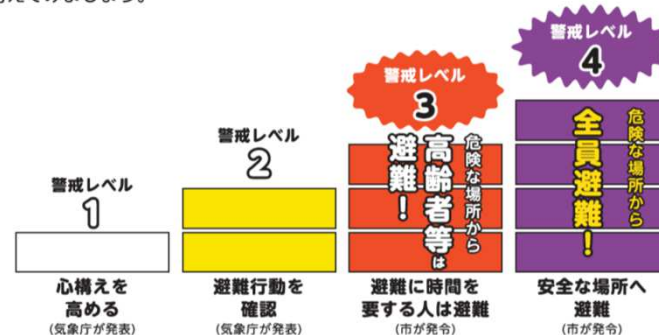
▼図2-12 名古屋市港区の想定最大規模の高潮ハザードマップ



出典：高潮ハザードマップ[港区](令和6年1月時点,名古屋市)

▼図2-13 避難情報のポイント

- ・避難とは、難を避けることです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。
- ・危険な場所からは**（警戒レベル3で高齢者等は避難）**、**（警戒レベル4で全員避難）**です。
- ・警戒レベル5は、すでに災害が発生・切迫しており、安全な避難ができず、命が危険な状況です。
- ・避難先は小・中学校、コミュニティセンターではありません。安全な親戚・知人宅に避難することでも考えてみましょう。



出典：防災ガイドブック（令和6年4月時点,名古屋市,p16）

b. 防災にかかる名古屋市の取り組み

○伊勢湾台風では水害危険地帯であるという自覚や、避難対策が不足していたことが被害の拡大の要因とされ、豪雨、洪水、高潮の風水害等を対策すべき災害として位置づけた「名古屋市地域防災計画」が昭和38年に策定されるとともに、昭和54年に治水施設整備の計画である「名古屋市総合排水計画」が策定され、対策が進められてきた。

○東海豪雨では防災情報の伝達が課題となったことから、同報無線の整備、水位の常時監視、洪水ハザードマップが作成されるなど、ソフト対策の充実が取り組まれるとともに、ポンプ増強や雨水貯留施設の整備などが行われてきた。

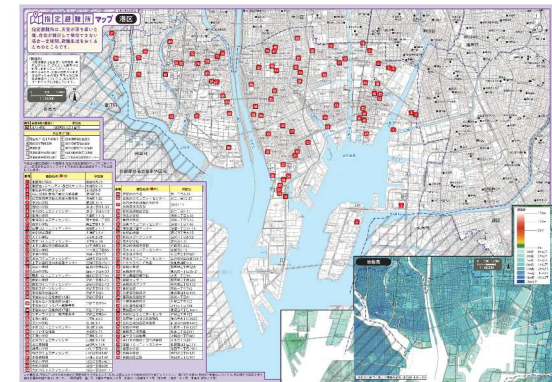
○その後も国の動向を踏まえ「名古屋市地域強靱化計画」を策定し、そのアクションプランである「名古屋市災害対策実施計画」等に基づき、災害対策本部の機能強化など災害対応力の向上が図られている。

○具体的な避難行動を想定できるよう防災ガイドブックが配布されたほか、防災アプリ・インターネット・SNSなどあらゆる手段により防災情報がより早く市民個人の手元に届くようになった。

▼図2-14 名古屋市における防災にかかる各種計画



▼図2-15 名古屋市港区の指定避難所マップ



出典：指定避難所マップ[港区](令和6年1月時点,名古屋市)

▼図2-16 名古屋市防災アプリ



○まちづくりの基本方針である都市計画マスタープランでめざす集約連携型都市構造の実現に向けて、なごや集約連携型まちづくりプラン(立地適正化計画)が作成された。その中で、災害リスクが存在している地域にも市街地が形成されていることが課題のひとつであったことから、計画規模降雨や過去最大規模による水害での浸水範囲を「災害リスクが大きい範囲」として整理し、居住誘導区域に含めないこととしている。

また、居住誘導区域内においても一定以下の災害リスクがあることから、想定最大規模を含めた浸水のおそれのある範囲等を「要安全配慮区域」として設定し、災害リスクの内容や安全に配慮した居住方法の理解促進がはかられている。

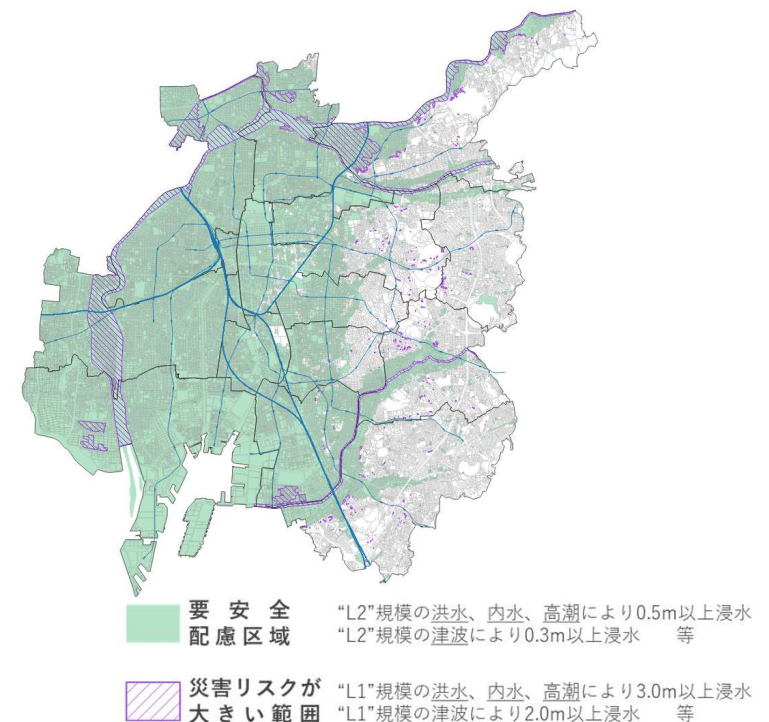
さらに、頻発・激甚化が懸念される自然災害に対応するため、居住及び都市機能の誘導をはかるための防災対策・安全確保策をとりまとめた「防災指針」を作成し、災害リスクを把握するとともに、災害リスクをふまえたまちづくりが進められている。

▼表2-17 災害リスクが大きい範囲

	設定基準	考え方
土砂災害	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域	
洪水	洪水浸水想定区域(計画規模)のうち 浸水深 3m 以上の範囲	2 階床高以上の 浸水のおそれ ある範囲
(高潮)	高潮浸水予想(過去最大規模)のうち 浸水深 3m 以上の範囲	
(内水 氾濫)	内水浸水範囲(過去最大規模)のうち 浸水深 3m 以上の範囲	
津波	津波浸水範囲(過去最大規模)のうち 浸水深 2m 以上の範囲	一般家屋の流出の おそれがある範囲

出典：なごや集約連携型まちづくりプラン[立地適正化計画]
(令和7年3月,名古屋市,p51)

▼図2-18 「要安全配慮区域」と「災害リスクが大きい範囲」



3 条例の見直しに向けた検討の方向性

(1) 検討の方向性

3 (1) 検討の方向性

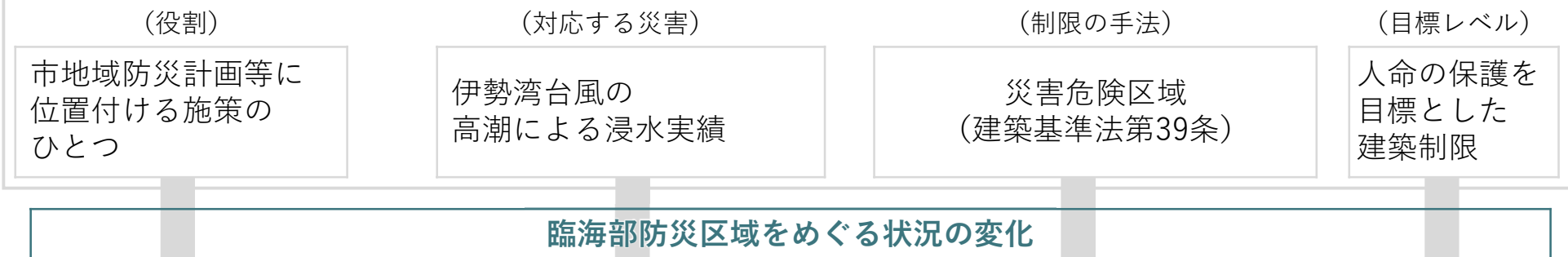
これまで述べたように、条例による建築構造等の強化や防災施設の整備といったハード面が中心であった条例制定時から前回の条例改正（平成3年）までの状況と比較して、災害の教訓やデジタル技術の革新等の社会情勢の変化などを踏まえたソフト面の災害対策が充実し、ハード・ソフト一体となった防災対策の取り組みが進められていること、水災害ごとに防災施設の整備を反映したシミュレーションによる浸水想定が公表されるようになったこと、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの手法として建築制限の有効性も国より提言されていることを背景に、当委員会は図3-1の検討の方向性のもと、「4 臨海部防災区域の範囲及び区域内の建築制限のあり方」を整理する。

(1)

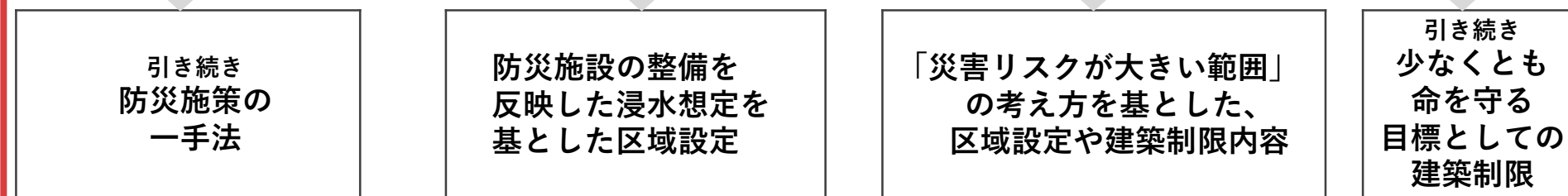
3 ▼ 図3-1 条例の見直しに向けた検討の方向性

条例の見直しに向けた検討の方向性

現在の名古屋市臨海部防災区域建築条例

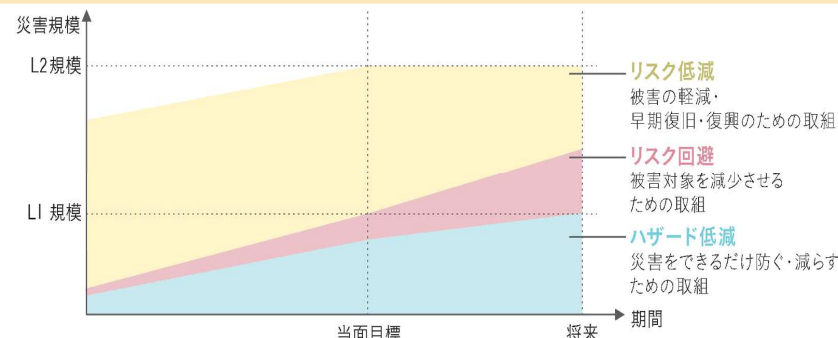


条例の見直しに向けた検討の方向性



役割1 当該条例による建築制限は、様々な災害予防施策のうち「ハード整備等による“ハザード低減”」及び「避難行動等による“リスク低減”」を補完する“リスク回避”に位置付けられる。

ハザード低減	災害をできるだけ防ぐ・減らすための取組	取組例：河川の整備、下水道基幹施設の整備
リスク回避	被害対象を減少させるための取組	取組例：居住の誘導
リスク低減	被害の軽減・早期復旧・復興のための取組	取組例：ハザードマップの周知・啓発 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 事業継続計画の策定の支援



出典：なごや集約連携型まちづくりプラン[立地適正化計画]別冊防災指針(令和5年3月,名古屋市,p40)

役割2 当該条例による建築制限は、自宅に留まらざるを得ない状況になった場合、身の安全を確保する手段のひとつ。

4 臨海部防災区域の範囲及び区域内の建築制限のあり方

- (1) 区域設定の基本的な考え方
- (2) 建築制限の基本的な考え方
- (3) (1)(2)を踏まえた区域設定と建築制限のイメージ
- (4) 条例施行・区域指定の時期及び定期的な見直し
- (5) 条例の運用にあたって留意すべき事項

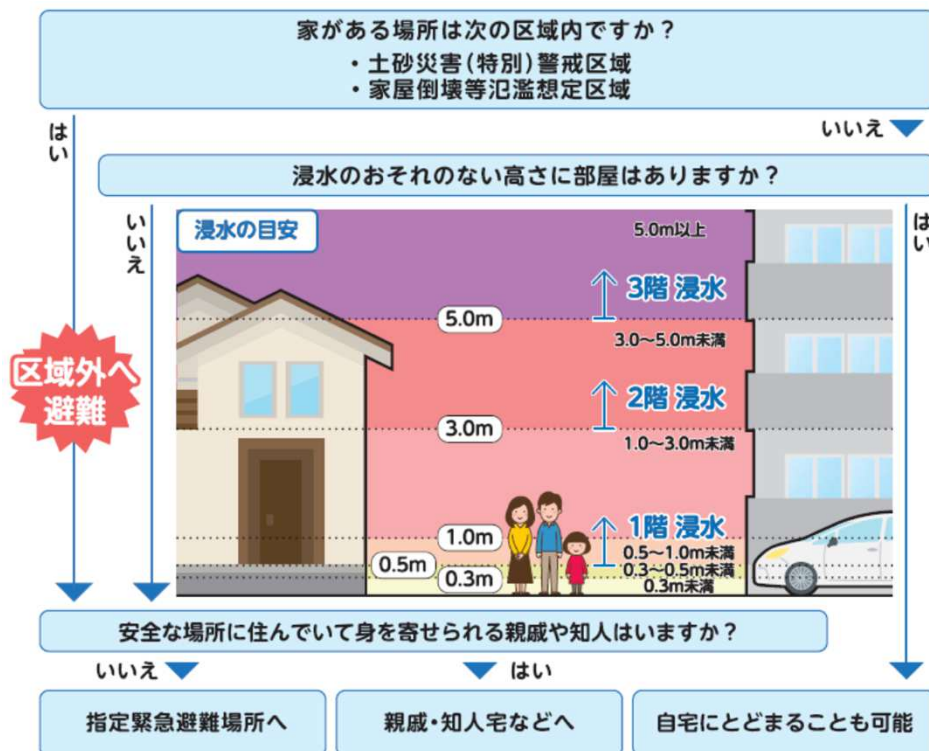
(1) 区域設定の基本的な考え方

a. 条例が対象とする水災害は、高潮に加え、洪水を対象とする必要がある。

- 対象とする水災害は、他の防災施策との整合性や、水災害ごとの特性を踏まえ、個々の建築物において建築制限で対応すべき水災害を選定する必要がある。
- 津波については、名古屋市の「地域防災計画」等において、高潮、洪水、内水氾濫と異なり、自宅に留まるような避難の仕方が想定されていないことから、建築制限を課すことによりかえって“自宅にいれば安全”と捉えられないよう、他の水災害と分けて考える必要があり、本条例の対象外とすべきである。
- 内水氾濫については、浸水想定が他の水災害より比較的浅い想定となってきた状況にあり（図4-4）、過去最大規模の降雨に対する内水による災害リスクは軽減方向にある。また、名古屋市総合排水計画に基づき浸水被害を減らす施設整備が進められている状況にあり、本条例の対象とする必要性は低い。
- “条例による建築制限に基づき建築すれば、あらゆる災害に対して安全で避難する必要がない”と勘違いされないよう、条例において対象とした水災害と、対象としなかった水災害についてわかりやすいような条例名称等の工夫が必要である。

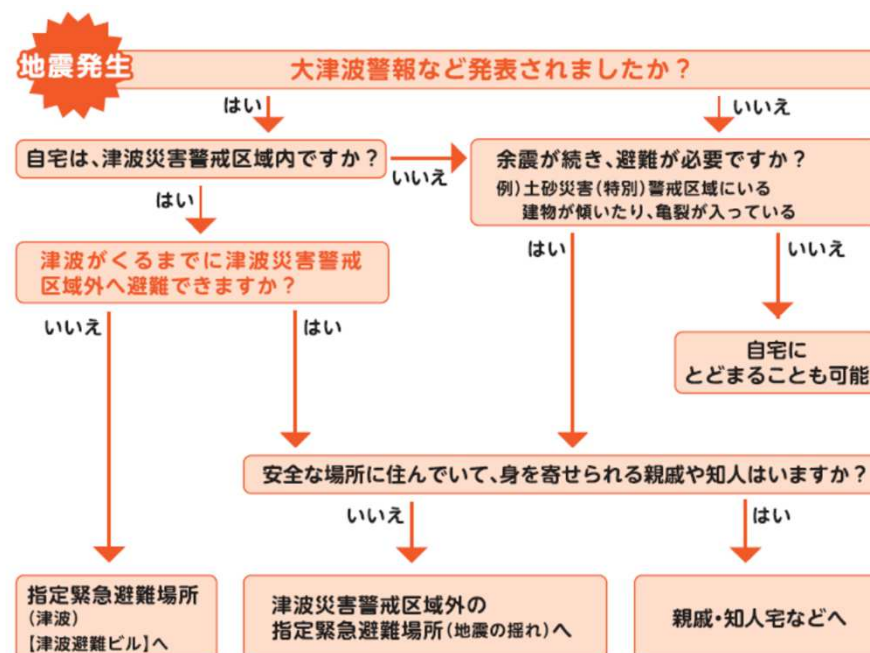
(1)

▼図4-1 発災後の避難行動(風水害時)



- ・土砂災害の危険があっても、十分頑丈なマンションなどの上の階に住んでいる場合は、自宅にとどまり、安全確保することも可能です。
- ・浸水時間が長い場合は、家から外に出られなくなったり、ライフラインが使えず衛生環境が悪化したりするなど、生活に支障がでてくる場合があります。そのため、食べものや飲みものなどの十分な備えが必要です。
- ・親戚・知人宅などへの避難の場合は、各市町村のウェブサイトなどでハザードマップを確認しましょう。

▼図4-2 発災後の避難行動(地震災害時)



・親戚・知人宅などへの避難の場合は、各市町村のウェブサイトなどでハザードマップを確認しましょう。

b. 対応すべき災害レベルは、高潮の過去最大規模、洪水の計画規模とする。

- 想定最大規模の災害（L2）は、名古屋市において、治水施設等のハード対策では防ぎきれないことから、ソフトを中心とした対策を推進する災害の規模とされており、例えばハザードマップの作成・全戸配布を行うことで災害リスクを周知し、速やかに命を守るための避難行動をとれるような取り組みが行われている。
- 想定最大規模の災害（L2）の発生頻度は、建築物の耐用年数よりはるかに長く、500年から1000年程度と想定されている。
- 一方、過去最大規模や計画規模の災害（L1）は、名古屋市において、各種計画に基づく治水施設等のハード対策、ソフト対策の両面から対策を推進する災害の規模とされている。しかし、治水施設等のハード整備には一定の時間を要することもあり、これら治水施設等の規模を超える災害の頻度が高まっている状況である。
- この条例による建築制限の対象は、一般の戸建住宅が大半となると想定される。
- 上記から、当該条例により対応する災害レベルは、過剰な建築制限を課すことで建築計画の自由度や質を損なうことのないよう、高潮の過去最大規模、洪水の計画規模の災害（L1）で考える必要がある。

(1)

区域設定の基本的な考え方

▼表4-3 災害レベルの種別

区分	災害レベルの種別（※1）	
高潮	想定最大規模（L2）	発生頻度は低いが想定し得る最大規模の災害 （発生頻度は500年から数千年に一度程度）
	過去最大規模（L1）	過去に発生した災害を考慮した最大規模の災害 （伊勢湾台風規模（※2）（発生頻度は100年に一度程度））
洪水	想定最大規模（L2）	発生頻度は低いが想定し得る最大規模の災害 （1年間にその規模を超える洪水が発生する確率1/1000程度）
	計画規模（L1）	各河川整備における計画に定められた規模の災害 （例:庄内川においては、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率1/200程度）
内水 氾濫	想定最大規模（L2）	発生頻度は低いが想定し得る最大規模の災害 （発生頻度は1000年以上に一度程度）
	過去最大規模（L1）	過去に発生した災害を考慮した最大規模の災害 （東海豪雨に相当する規模（97mm/h、534.5mm/24h））
津波	想定最大規模（L2）	発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの規模の災害 （発生頻度は1000年に一度程度）
	過去最大規模（L1）	過去に発生した災害を考慮した最大規模の災害 （発生頻度はおおむね100年～200年に一度）

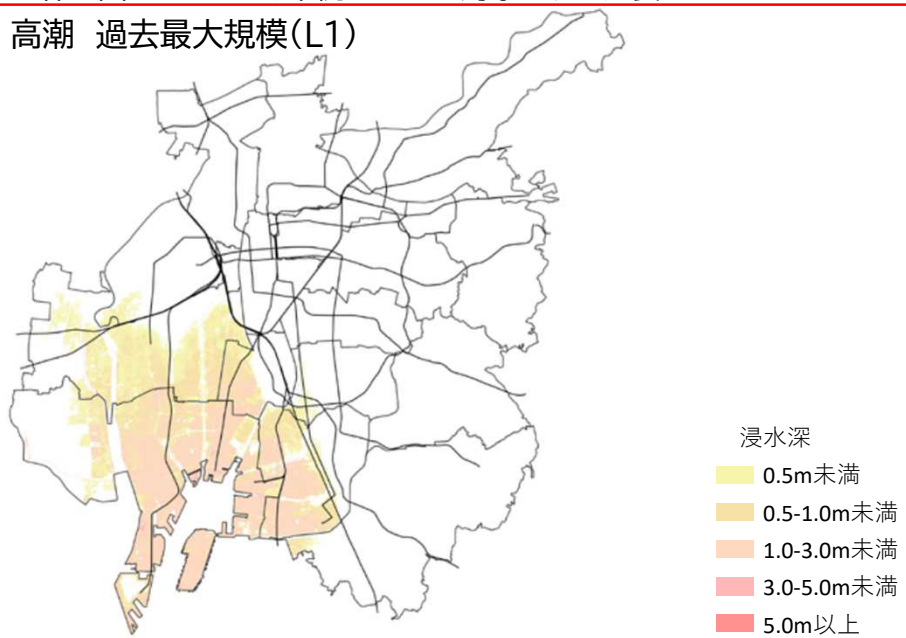
（※1）太枠で囲ったものは、条例において対象とする必要があるもの

（※2）詳細な設定条件等については、愛知県HP「愛知県（三河湾・伊勢湾沿岸）高潮浸水想定区域図について（解説）」を参照

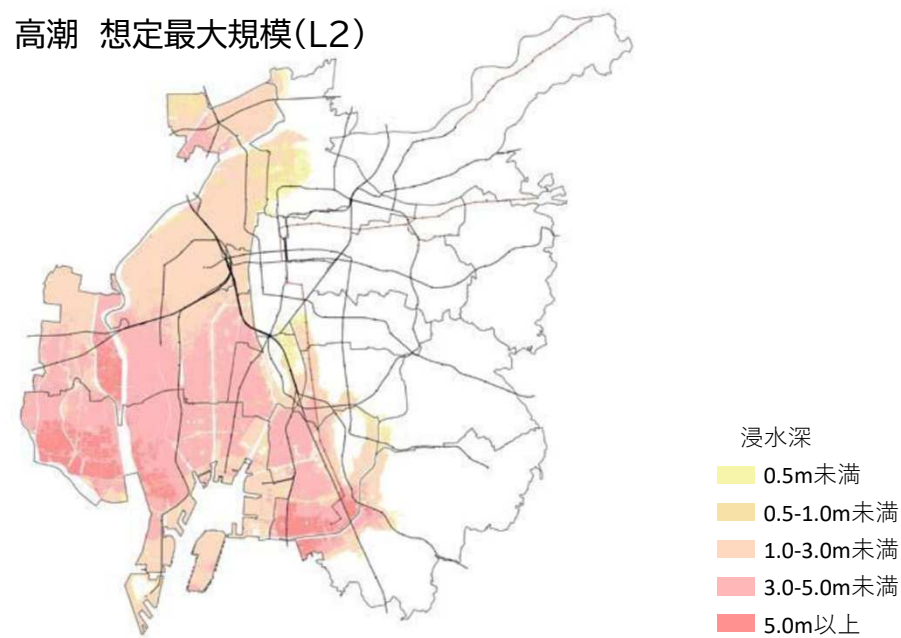
▼図4-4 水災害ごとの浸水想定

※枠で囲ったものは、条例において対象とする必要があるもの

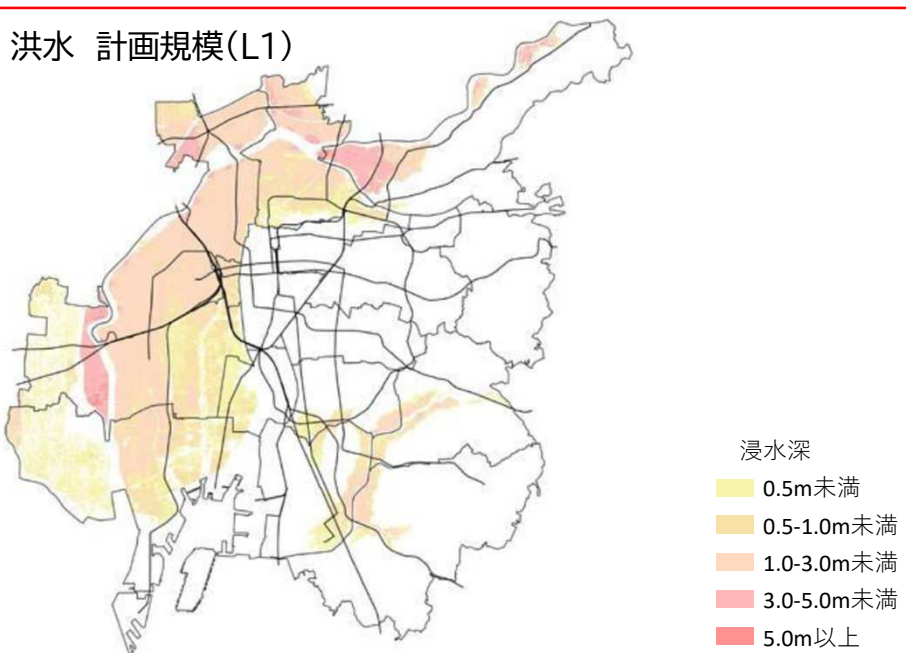
高潮 過去最大規模(L1)



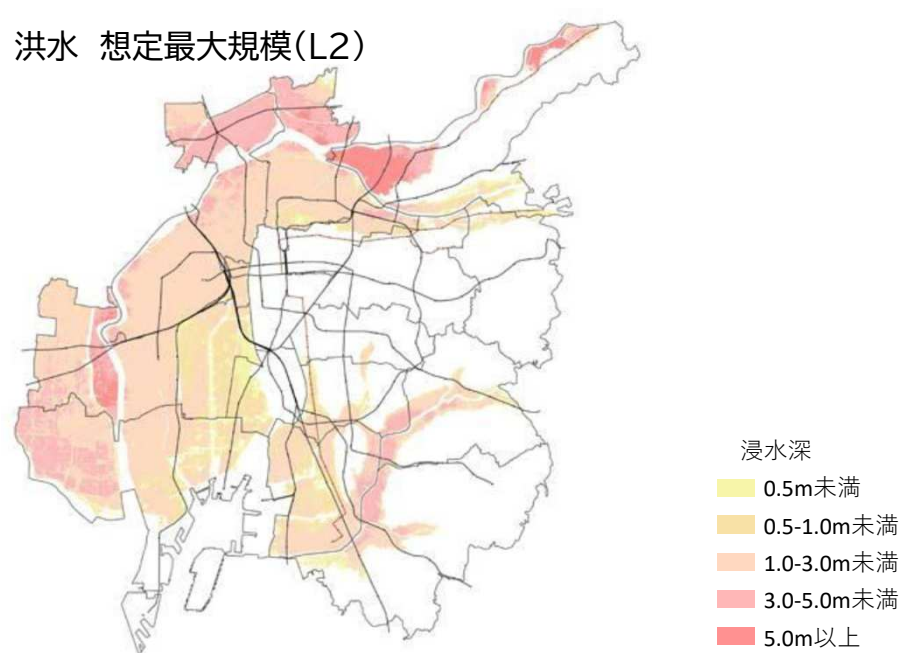
高潮 想定最大規模(L2)



洪水 計画規模(L1)



洪水 想定最大規模(L2)



内水氾濫 過去最大規模(L1)



浸水深

0.5m未満
0.5-1.0m未満
1.0-3.0m未満
3.0-5.0m未満
5.0m以上

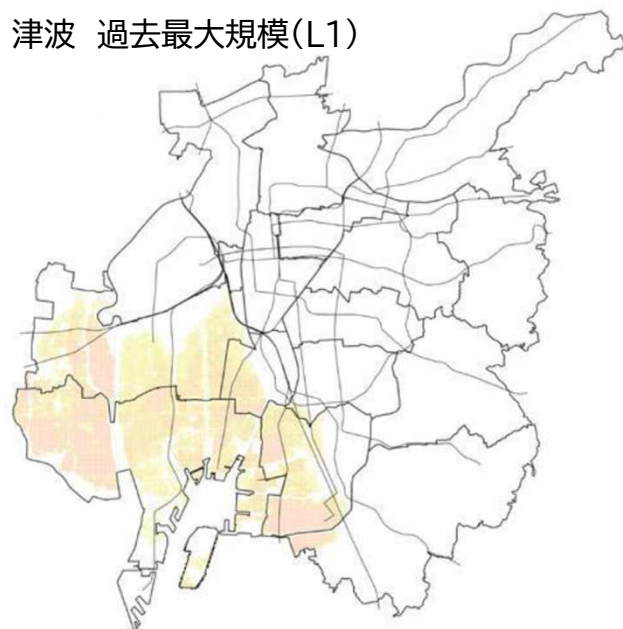
内水氾濫 想定最大規模(L2)



浸水深

0.5m未満
0.5-1.0m未満
1.0-3.0m未満
3.0-5.0m未満
5.0m以上

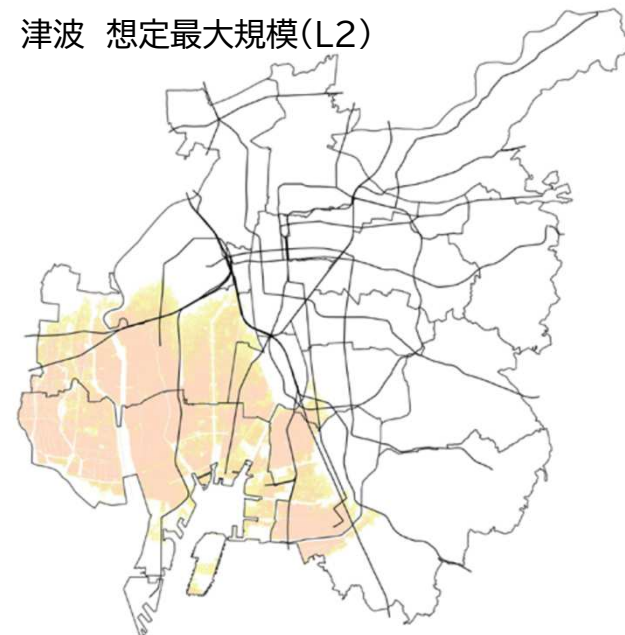
津波 過去最大規模(L1)



浸水深

0.5m未満
0.5-1.0m未満
1.0-3.0m未満
3.0-5.0m未満
5.0m以上

津波 想定最大規模(L2)



浸水深

0.5m未満
0.5-1.0m未満
1.0-3.0m未満
3.0-5.0m未満
5.0m以上

c. 条例の対象とするエリアは、「災害リスクが大きい範囲」のみでなく、「一定の災害リスクがある範囲」も対象とすべきであり、臨海部だけでなく市全域を対象として考える必要がある。

○なごや集約連携型まちづくりプラン（立地適正化計画）において、高潮・洪水により浸水深3m以上となる範囲等が「災害リスクが大きい範囲」として整理されたことから、「災害リスクが大きい範囲」を条例の区域設定の基本とする。

○浸水深3m未満となる範囲においても「一定の災害リスクがある範囲」が存在することから、この範囲も対象として条例により建築制限を課す区域を設定する必要がある。

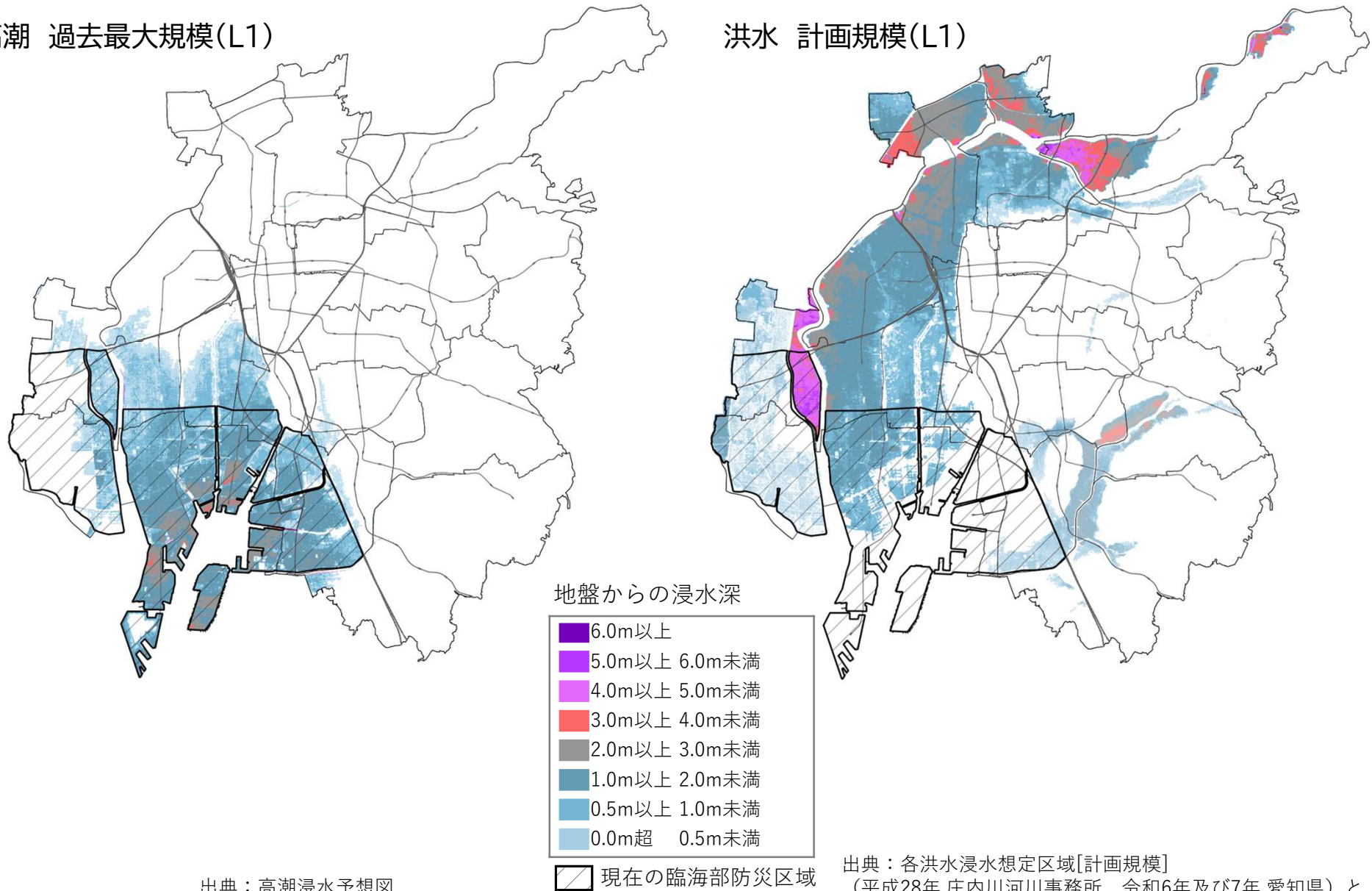
○また、これまでの臨海部防災区域は、高潮に対する対策を目的として、市南西部の臨海部を対象としてきたが、洪水による浸水想定において明らかとなっている臨海部防災区域外のエリアにおける災害リスクにも対応することを考える必要がある。

○対象区域を広げるにあたっては、対象区域がわかりやすくなるような条例名称等の工夫が必要であり、住民説明を行う等、丁寧な対応が必要である。

▼図4-5 高潮 過去最大規模(L1)と洪水 計画規模(L1)の災害リスク

高潮 過去最大規模(L1)

洪水 計画規模(L1)



出典：高潮浸水予想図
[伊勢湾台風規模・堤防等決壊なし]
(令和3年,愛知県)を基に加工

出典：各洪水浸水想定区域[計画規模]
(平成28年,庄内川河川事務所、令和6年及び7年,愛知県)と
日光川浸水予想図[計画規模](令和元年,愛知県)
を基に加工

(1) 区域設定の基本的な考え方

(2) 建築制限の基本的な考え方

a. 建築制限の対象は、主に住宅とする。また、福祉施設といった、避難等に特段の配慮が必要と思われる建築物や、公共施設については、別途制限の付加等を考える必要がある。

- 本条例は、常時起居し生活の本拠となる住宅等を主な対象として想定する。
- 利用者の避難に配慮が必要な福祉施設等や、災害時であっても一般利用が想定される官公署等の施設については、住宅に課すより厳しい建築制限を課すことも考える必要がある。制限内容としては浸水しない室を設けること等が想定され、その室は当該施設の利用者数に応じた適切な広さを確保することが望まれる。
- 建築制限は、個人の財産に負担をかける側面があるため、条例の目標レベルを発揮できる有効な空間として働くようなレベルとしつつ、行政による防災施策の状況や個別の浸水対策等を踏まえて一定の緩和制度を設ける等、バランスを考慮して設定する必要がある。
- 条例による建築制限に緩和制度を設ける場合、緩和制度を適切に運用するために、その事例を蓄積してゆく必要がある。

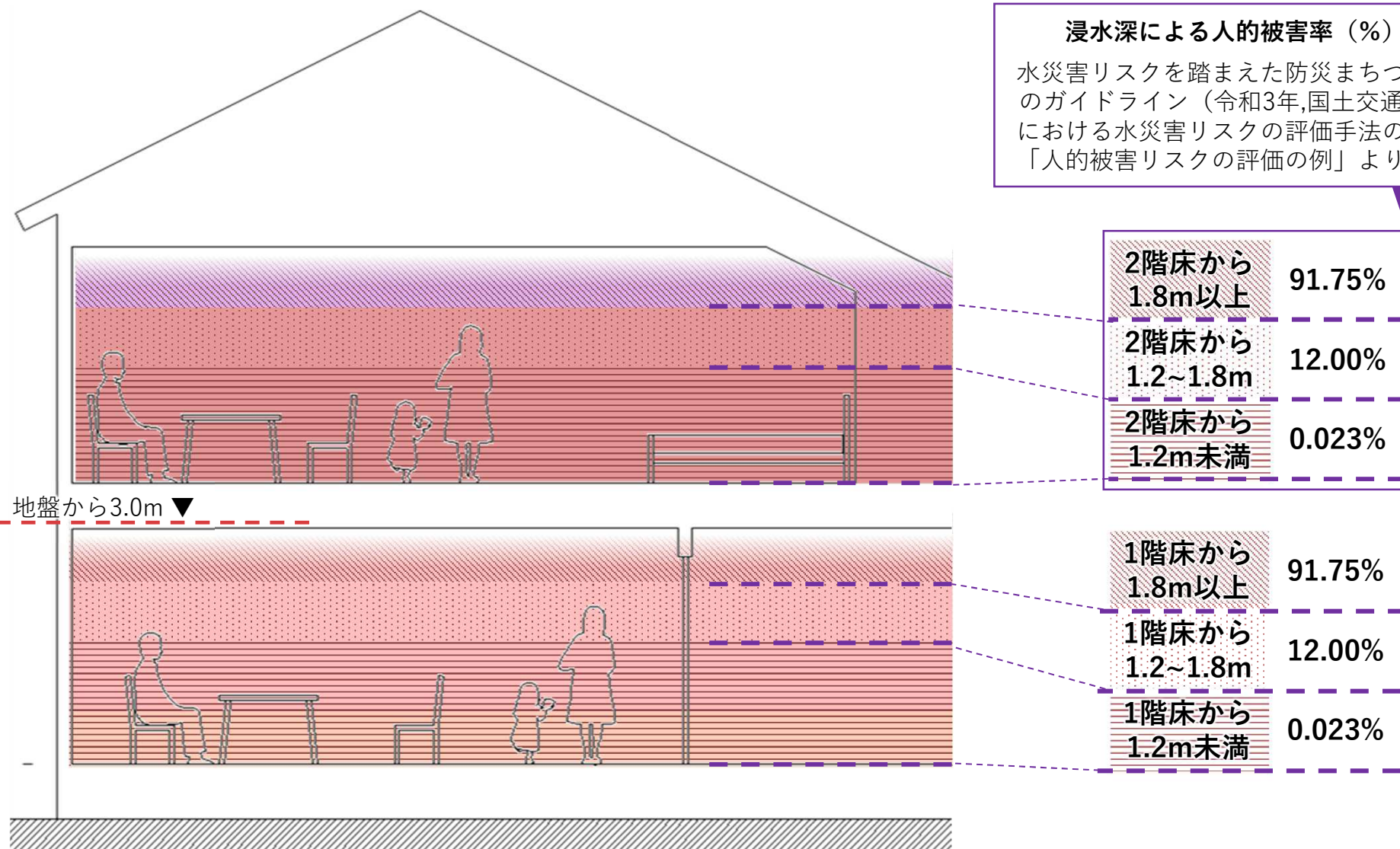
b. 区域内における建築制限は、浸水深に応じた段階的な建築制限とする必要がある。

- 区域内における建築制限は、4(1)c.において「災害リスクが大きい範囲」や「一定の災害リスクがある範囲」を対象として区域設定するとした中でも、人的被害リスクを考慮した場合、浸水深に応じた段階的な建築制限を設ける必要がある。
- 人的被害リスクを考慮した浸水深に応じた段階的な建築制限の例として、「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年,国土交通省）」の中で水災害リスク評価手法における人的被害リスクの評価の例として示された、人的被害率が比較的高くなる“床高からの浸水深1.2m”を閾値として、段階的な建築制限とする等が考えられる。

(2)

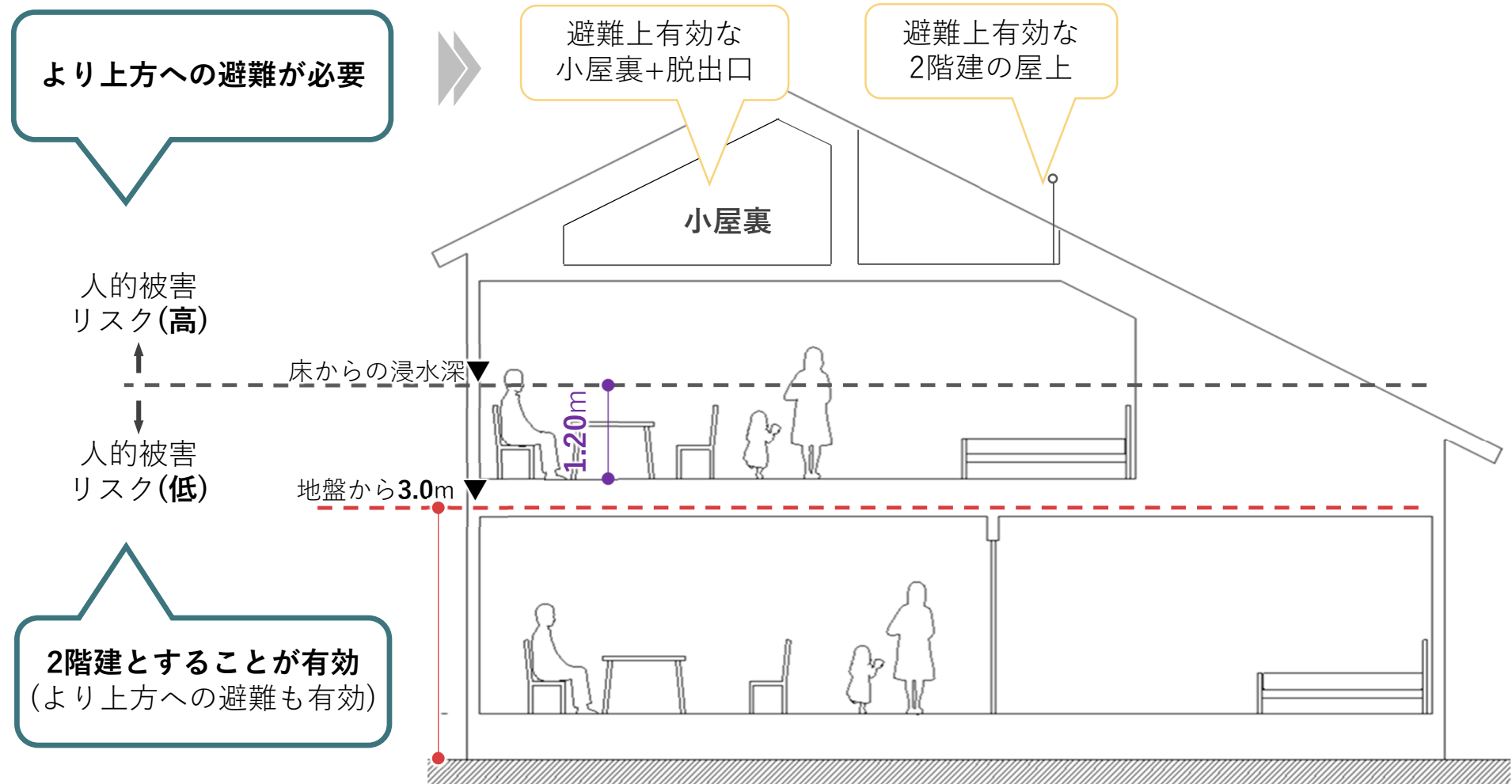
建築制限の基本的な考え方

▼図4-6 人的被害リスクの評価の例

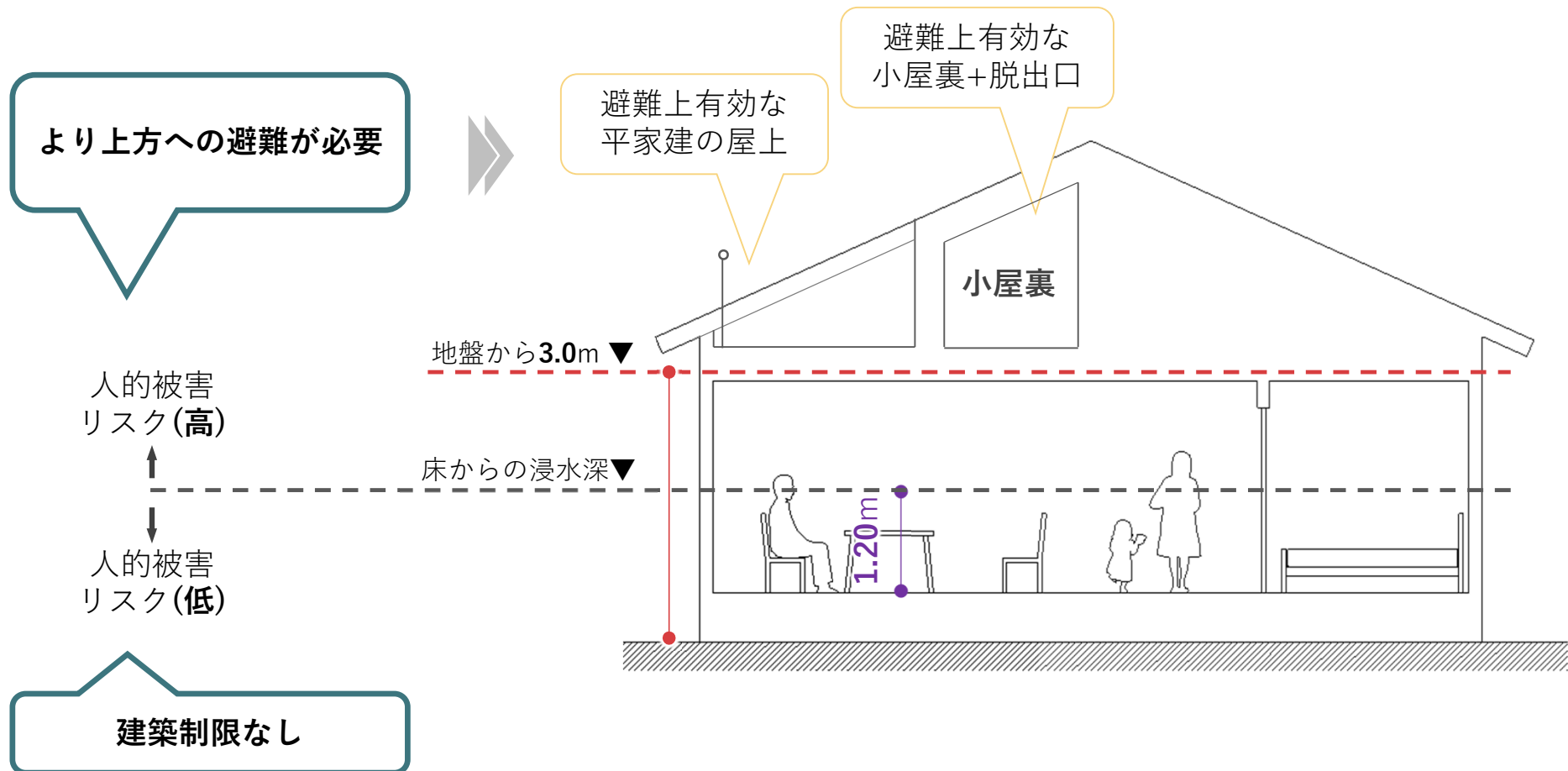


浸水深に応じた段階的な建築制限として以下が考えられる。

▼図4-7 区域内における浸水深に応じた段階的な建築制限の考え方(想定される浸水深が地盤から3m以上の場合)



▼図4-8 区域内における浸水深に応じた段階的な建築制限の考え方(想定される浸水深が地盤から3m未満の場合)



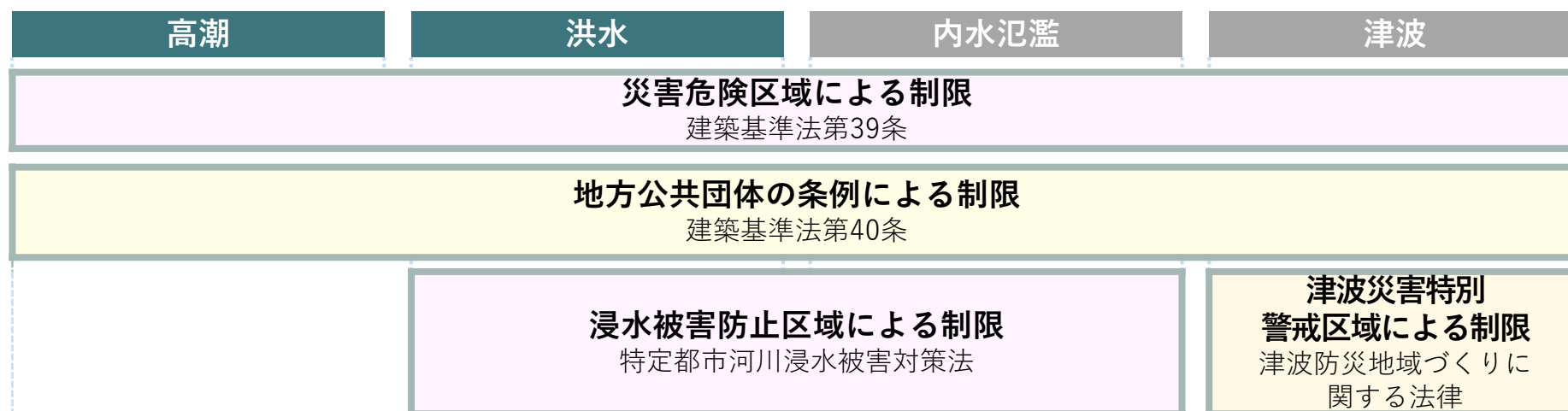
(2)

建築制限の基本的な考え方

c. 「災害リスクが大きい範囲」を“災害危険区域”と設定し建築制限を行うとともに、「一定の災害リスクがある範囲」においても建築基準法による建築制限を行う。

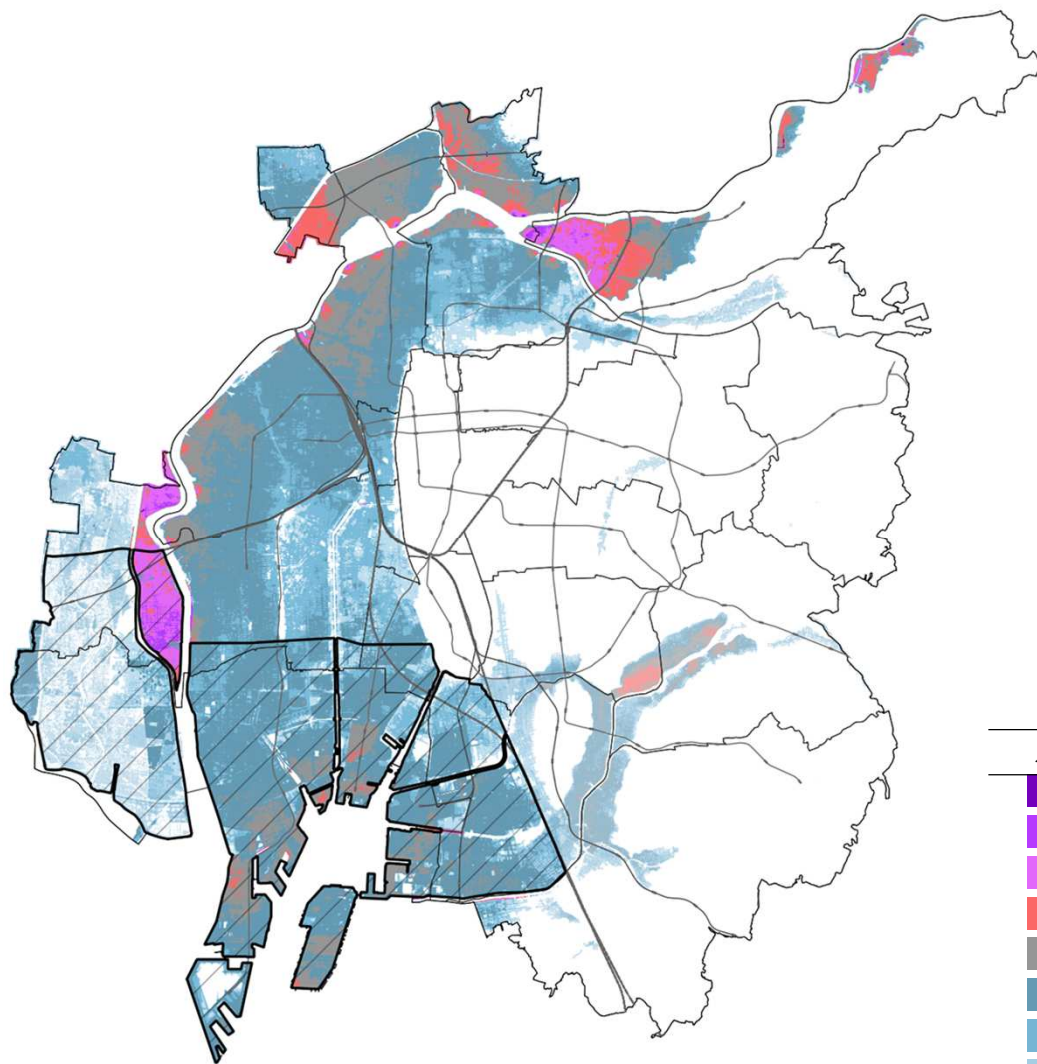
- なごや集約連携型まちづくりプラン（立地適正化計画）における「災害リスクが大きい範囲」の考え方を基本として、現行と同じ建築基準法第39条に基づく災害危険区域を設定し、建築制限を行う。
- 災害危険区域が建築基準法に基づくものであることから、「一定の災害リスクがある範囲」についても建築基準法に基づく災害危険区域以外の建築制限とすることが考えられる。

▼図4-9 水災害ごとの建築制限が可能な主な手法



※4(1)a.において、「条例が対象とする水災害は、高潮に加え、洪水を対象とする必要がある。」と整理。

▼図4-10 高潮 過去最大規模(L1)と洪水 計画規模(L1)の浸水想定を重ね合わせ



出典：高潮浸水予想図[伊勢湾台風規模・堤防等決壊なし]
(令和3年,愛知県)、各洪水浸水想定区域[計画規模]
(平成28年,庄内川河川事務所、令和6年及び7年,愛知県)と
日光川浸水予想図[計画規模](令和元年,愛知県)を基に加工

凡例	浸水深	制限手法
	6.0m以上	災害危険区域による 制限とする範囲
	5.0m以上 6.0m未満	
	4.0m以上 5.0m未満	
	3.0m以上 4.0m未満	
	2.0m以上 3.0m未満	その他区域による 制限とする範囲(※)
	1.0m以上 2.0m未満	
	0.5m以上 1.0m未満	
	0.0m超 0.5m未満	

(※) その他区域による制限とする範囲については、
人的被害リスクが高くなる浸水深を考慮する必要がある。

 現在の臨海部防災区域

d. 建築制限は、地盤高が低いことのみをもって設定するのではなく、浸水想定による浸水深を基に設定する。

- 伊勢湾台風による被害は、標高0m以下（N.P.+1.412m以下）のエリアを中心に拡大した。
- 伊勢湾台風時の浸水の様相と比べ、伊勢湾台風規模の高潮浸水予想における浸水範囲が異なっているエリアがあり、標高0m以下(N.P.+1.412m以下)のエリアにおいて、過去最大規模や計画規模の災害(L1)の場合、浸水リスクが必ずしも高いという結果になっていない。
- 上記から、建築制限は、単に地盤高が低いことをだけをもって設定するのではなく、浸水想定による浸水深を基に設定する。

(2)

建築制限の基本的な考え方

(2)

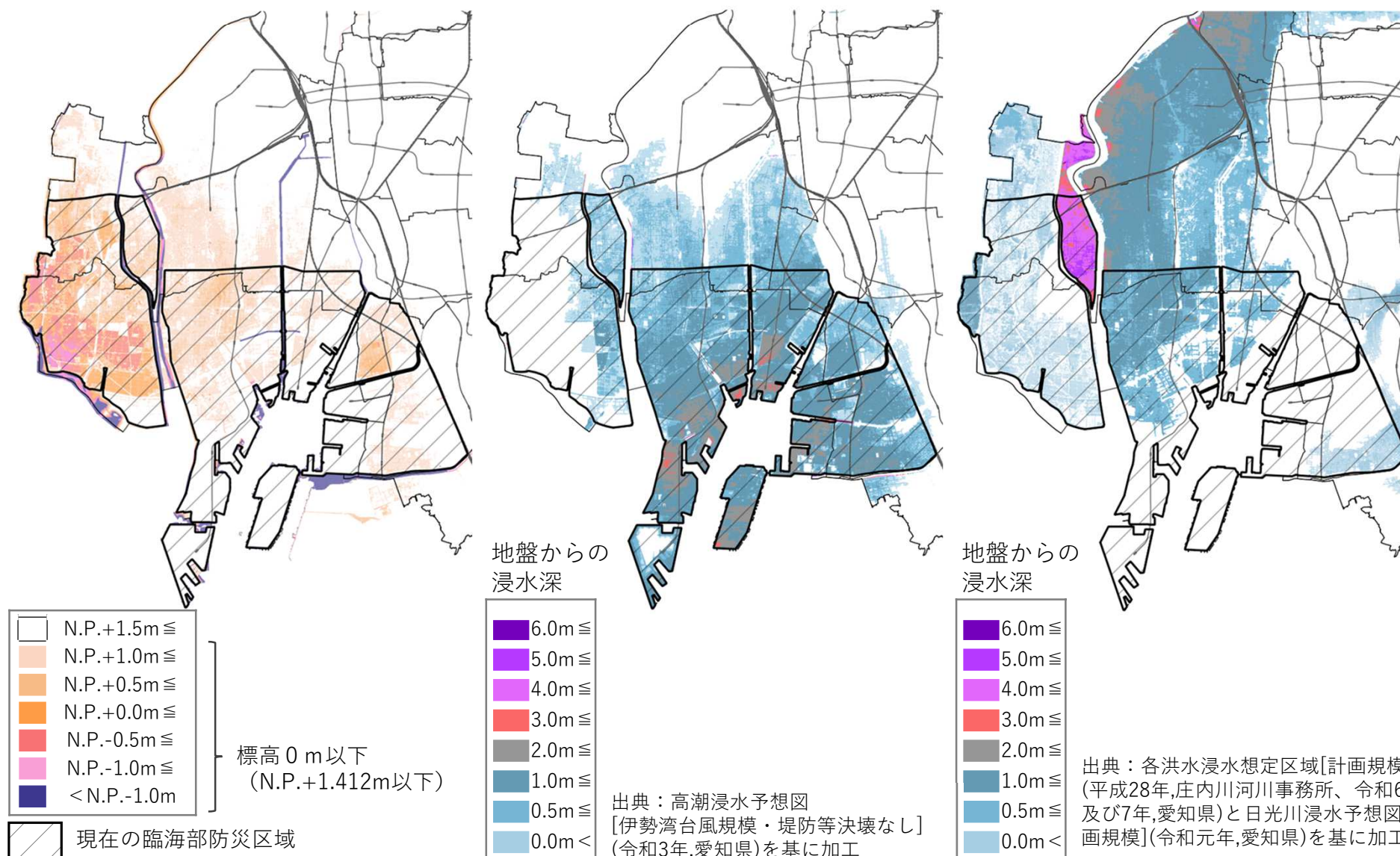
建築制限の基本的な考え方

▼図4-11 標高0m以下のエリアと、高潮と洪水による浸水想定エリア(L1)

航空測量による地盤高

高潮 過去最大規模 (L1)

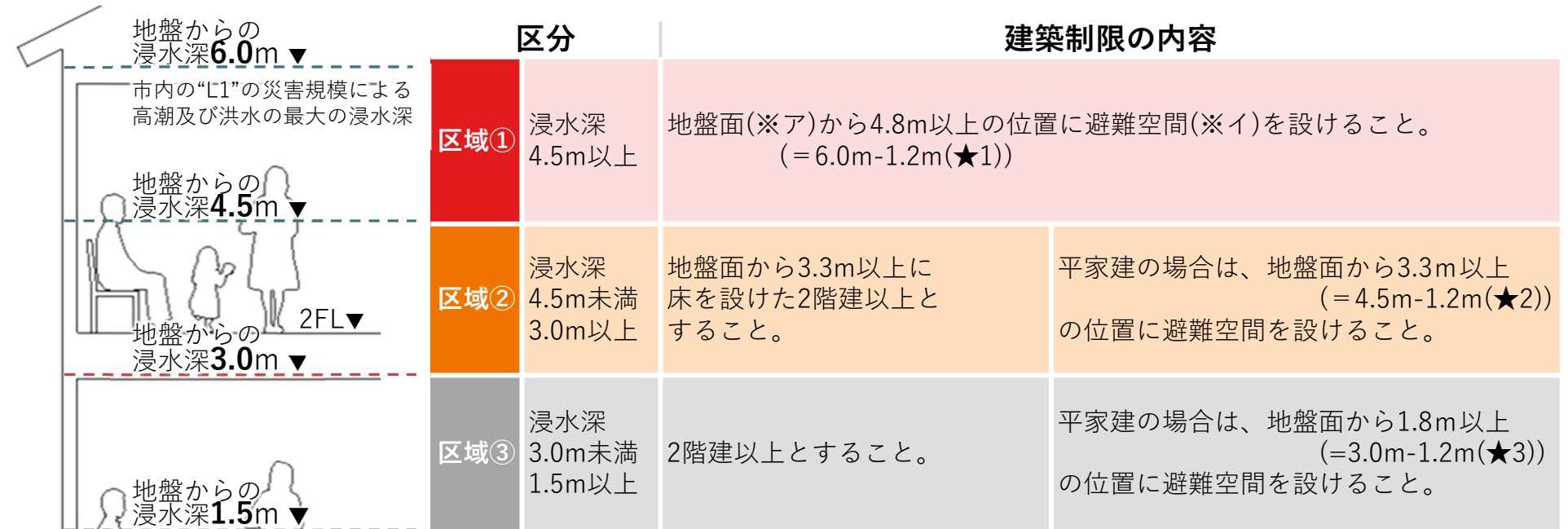
洪水 計画規模 (L1)



(3) (1)(2)を踏まえた区域設定と建築制限のイメージ

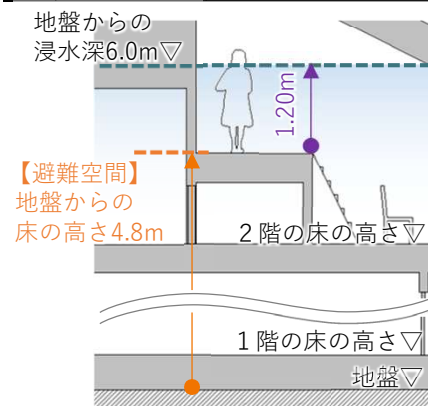
(1) 区域設定の基本的な考え方、(2) 建築制限の基本的な考え方に基づき、浸水深に応じた段階的な区域設定及び建築制限の内容のイメージは以下のようなものが想定される。

▼図4-12 建築制限のイメージ

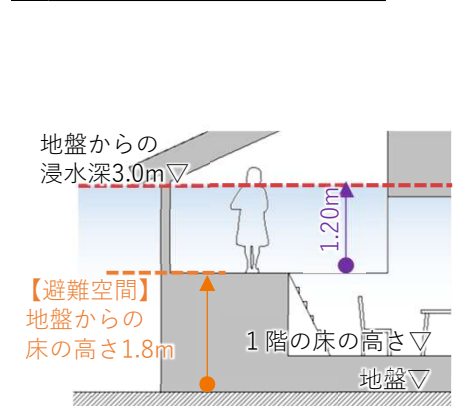


- ※ア：建築物が周囲の
地面と接する位置
- ※イ：小上がりとした床、
階直上に設ける小屋
裏+脱出口、バルコ
ニー等を想定
- ★1～3：浸水深が1.2m未
満となる高さに床を
設けることを想定

(★1)のイメージ(2階建の住宅の場合)

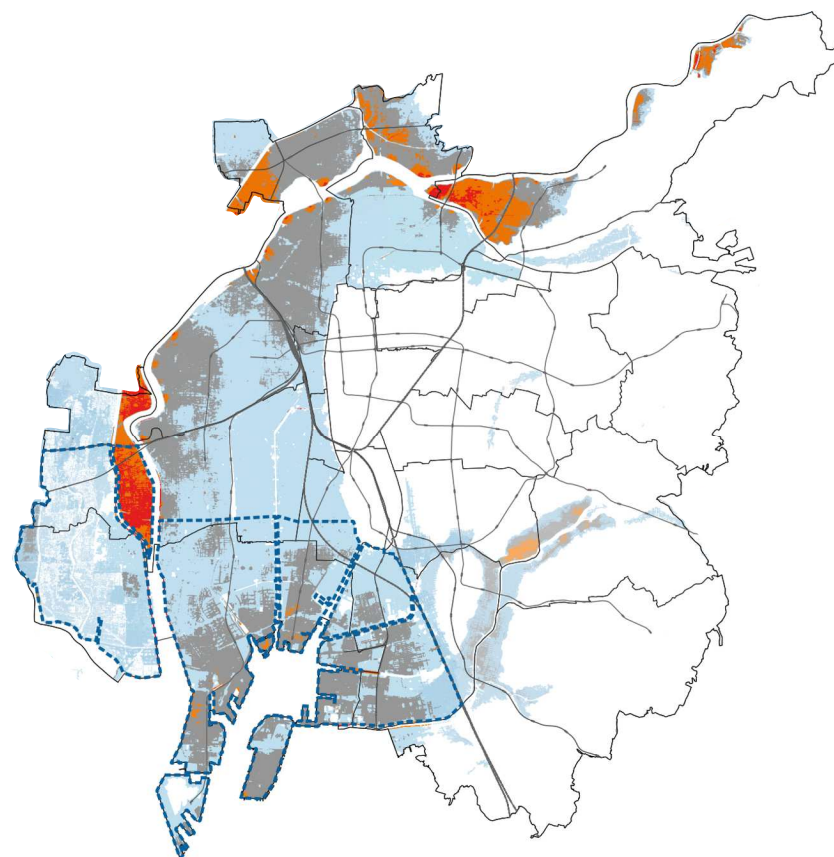
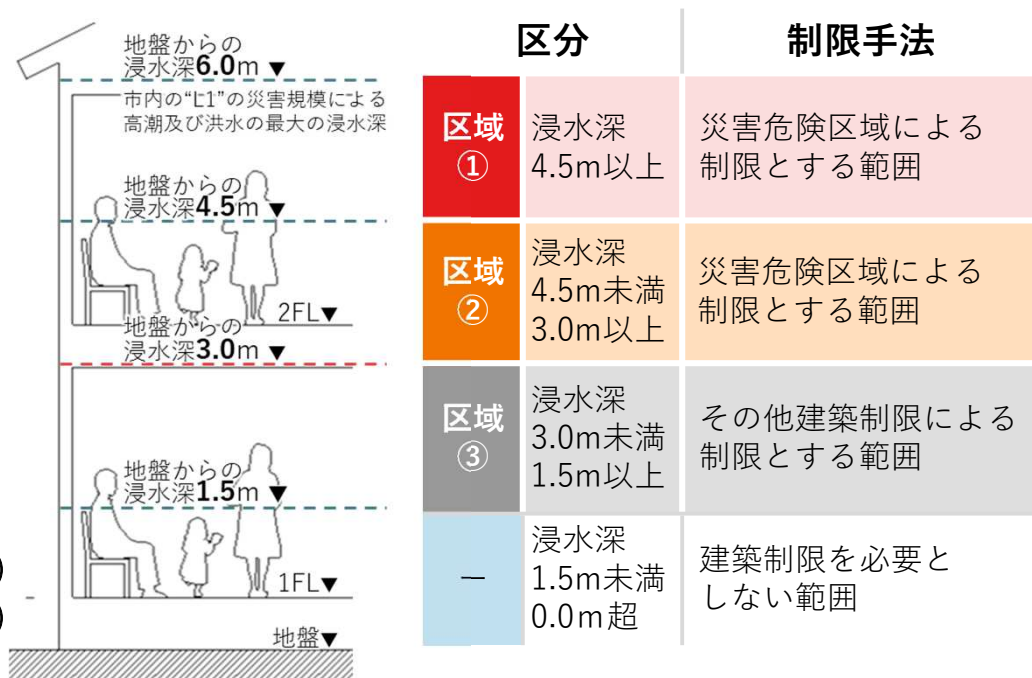


(★3)のイメージ(平家建の場合)



▼図4-13 区域設定のイメージ

※右図は、下表の区分に応じて色分けしたものである。実際の区域は、浸水深だけでなく、区域のわかりやすさ等を考慮して指定する必要がある。



現在の臨海部防災区域

出典：高潮浸水予想図[伊勢湾台風規模・堤防等決壊なし](令和3年,愛知県)、各洪水浸水想定区域[計画規模](平成28年,庄内川河川事務所、令和6年及び7年,愛知県)と日光川浸水予想図[計画規模](令和元年,愛知県)を基に加工

(4) 条例施行・区域指定の時期及び定期的な見直し

a. 条例施行・区域指定の時期については、一定のエリアごとに様々な事象があることから、短期的な取り組みと、中長期的な見直しを考慮した取り組みと、段階的に取り組む必要がある。

○4(1)a.で対象とする必要がある“高潮”に関しては、現在の臨海部防災区域内について、令和3年に公表された防災施設の整備状況等を反映した伊勢湾台風規模の高潮浸水予想図と伊勢湾台風時の最高浸水水位図を比べると、浸水の様相が異なっていることから、臨海部防災区域内は優先的に条例・区域の見直しに取り組むべきである。

○4(1)a.で対象とする必要がある“洪水”に関しては、高潮と比べ、名古屋市の広域にわたってリスクがあることから、拙速に建築制限を行うことにより不合理を生じないように、様々な防災施策の進展等による災害リスクの変化を踏まえつつ、一定のエリアごとに段階的に条例・区域の見直しに取り組むことを検討する必要がある。

b. 防災・まちづくりに関する主な計画の見直し等の機会を捉え、条例・区域の見直しが必要ないか検討する必要がある。

○名古屋市において水災害により大規模な被害を受けた場合、防災施設の整備の進展により浸水想定が見直された又は、新たに公表された場合、防災・まちづくりに関する計画が見直された場合（概ね10年程度の想定）等において、条例・区域の見直しが必要ないか都度検討する必要がある。

▼表4-14 防災・まちづくりに関する主な計画

計画名称	計画の要旨
1 名古屋市総合計画2028	市政運営の指導理念である「名古屋市基本構想」のもと、名古屋市がめざす都市像などを示し、その実現に向けた取り組みを総合的・体系的にまとめたもの。
2 名古屋市都市計画マスタープラン2030	長期的な視点に立ち、将来の都市像や都市づくりの方向性を示したもの。
3 なごや集約連携型まちづくりプラン (立地適正化計画)	多様な都市機能が適切に配置・連携され、環境や防災などにも配慮された魅力的で安全なまちづくりを推進し、名古屋市がめざす「集約連携型都市構造」の実現をはかることを目的として策定。
3 防災指針	居住誘導区域内においては住宅の、都市機能誘導区域内においては誘導施設の立地の誘導をはかるための都市の防災に関する機能の確保に関する指針。
4 名古屋市地域防災計画	市域にかかる防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定めたもの。
5 名古屋市地域強靱化計画	地域特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定。
6 名古屋市災害対策実施計画	名古屋市の災害対策をハード・ソフト両面から総合的かつ計画的に推進するため策定。「名古屋市地域強靱化計画」のアクションプラン。
7 想定しうる最大規模の 風水害に係る対応方針	「想定最大規模」の風水害を見据えて、逃げ遅れゼロの実現を目指す避難対策を始めとするより一層の対策に取り組む必要があることから策定。
8 名古屋市住生活基本計画	都市計画、環境、福祉、防災・防犯など関連する施策分野との連携を図りながら取り組む、「住まい・まちづくり」に関する長期計画。
9 河川整備基本方針	長期的な河川整備の最終目標。水系ごとに定められている。
10 河川整備計画	河川整備基本方針に沿って定める具体的な整備の内容(20~30年程度)。各河川ごとに定められている。
11 土岐川・庄内川流域の 減災に係る取組方針	人命被害ゼロ、社会経済被害の最小化を目標とし、令和3年度から7年度までの取組方針を策定。
12 庄内川水系流域治水プロジェクト	地域と共に水災害に強いまちづくりを目指すために、庄内川流域のあらゆる関係者により、事前防災対策を進めるもの。
13 名古屋市総合排水計画	全国的な治水行政の動向や名古屋市を取り巻く課題を踏まえて、名古屋市が管理する治水施設整備における全市的な目標を定めるとともに、ソフト対策を含めた総合的な治水対策の方針を示す計画。
14 三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画	海岸保全基本方針に基づき、総合的な海岸の保全を実施するもの。
15 震災に強いまちづくり方針	都市計画マスタープランに示されるまちづくりの方針を踏まえつつ、より一層安全で震災に強い市街地の形成に向け、震災に強いまちづくりを推進することを目的に策定。

4 (5) 条例の運用にあたって留意すべき事項

a. 建築制限を設けるにあたって

- 新たに建築制限がかかるエリア、建築制限が強化されるエリアや緩和されるエリアといった様々なエリアが想定されることから、住民説明を行う等、丁寧な対応が必要である。
- 建築制限を一度緩和し、その後、短期間で再度制限を課すといった不合理な運用とならないよう、注意する必要がある。
- 一定の浸水深を超えるかどうかのみで区域とするかを検討するのではなく、建築制限の対象となる敷地が明確となるよう街区や一定の道路で囲まれたエリアを単位として区域とすること等を検討するとともに、当該区域とすべきエリアに隣接するエリアにおいても、浸水深に基づく災害リスク等を踏まえ、区域に含めることを検討する必要がある。
- 水災害における水流等が建築物に及ぼす影響について、研究等が進められている状況であり、エリアによっては浸水深以外にも水流等が建築物に及ぼす可能性があることを周知するとともに、今後も注視しておく必要がある。
- 利用者の特性によっては推奨される対策等については、条例による一律な建築制限とするのではなく、条例の解説等を活用した弾力的な運用が考えられる。

b. 広報・啓発

- この条例の趣旨や目的を正しく伝え、“条例において対象としなかった水災害＝災害リスクがない”と勘違いを生まないために、当該条例と併せて情報発信する取り組みが必要である。
- 例えば、この条例において対象とした水災害のほか、対象としなかった水災害について、災害リスクが確認できる情報を、この条例の区域と併せて閲覧できる形で公表することや、なごや集約連携型まちづくりプラン（立地適正化計画）の「要安全配慮区域」による災害リスクをふまえた居住の誘導と、この条例による建築制限との密な連携等が考えられる。

(5)

条例の運用にあたって
留意すべき事項

参考資料

- (1) 名古屋市臨海部防災区域建築条例検討委員会 組織
- (2) 名古屋市臨海部防災区域建築条例検討委員会 議事の概要
- (3) 名古屋市災害危険区域に関する条例(昭和36年3月24日公布・同年6月1日施行時点)
- (4) 名古屋市臨海部防災区域建築条例(平成2年12月13日公布・平成3年1月1日施行時点)

(1) 名古屋市臨海部防災区域建築条例検討委員会 組織

《委員》※敬称略、50音順

氏名	役職等
加藤 茂	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授
川合 紗世	愛知医科大学 医学部 講師
川野 紀江	椋山女学園大学 生活科学部 准教授
田代 喬	名古屋大学 減災連携研究センター 特任教授
福島 茂(委員長)	名城大学 都市情報学部 教授

《オブザーバー》

役職等
国土交通省 中部地方整備局 建政部 住宅整備課長
国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 流域治水課長
愛知県 建設局 河川課長
名古屋港管理組合 総務部 危機管理課長
名古屋市 防災危機管理局 防災企画課長
名古屋市 緑政土木局 河川部 河川計画課長
名古屋市 住宅都市局 都市計画部 都市計画課長
名古屋市 住宅都市局 都市計画部 担当課長(防災・都市施策)

《事務局》

役職等
名古屋市 住宅都市局 建築指導部長
名古屋市 住宅都市局 建築指導部 建築指導課長
名古屋市 住宅都市局 建築指導部 建築指導課 課長補佐(調査)
名古屋市 住宅都市局 建築指導部 建築指導課 課長補佐(市街地建築)

(2) 名古屋市臨海部防災区域建築条例検討委員会 議事の概要

年月日	事項
令和7年6月6日	☐ 第1回 検討委員会 ・名古屋市臨海部防災区域建築条例の見直しについて(諮問) ・臨海部防災区域建築条例の概要 ・見直しの背景 ・検討の方向性及び検討の方向性にかかる論点について
令和7年11月12日	☐ 第2回 検討委員会 ・論点に対する基本的な考え方及びその対応について
令和8年2月10日	☐ 第3回 検討委員会 ・住宅以外に対象とする用途及びその制限内容について ・答申素案について
令和8年3月30日	☐ 第4回 検討委員会 ・答申(案)について ☐ 名古屋市長あて答申

○名古屋市災害危険区域に関する条例

(趣旨)

第一条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法一」という。）第三十九条の規定による災害危険区域の指定及びその区域内における災害防止上必要な建築物の敷地及び構造に関する制限は、この条例の定めるところによる。

(災害危険区域の指定)

第二条 次の区域を災害危険区域に指定する。

- 一 熱田区のうち、一級国道一号線以南で、堀川以西の区域
- 二 中川区のうち、一級国道一号線以南で、庄内川以東の区域及び関西本線以南で、庄内川以西の区域
- 三 港区の全域
- 四 南区のうち、東海道本線以西の区域

(災害危険区域の種別)

第三条 災害危険区域を次の五種に区分する。

- 第一種区域 直接高潮により危険のおそれがある臨海埋立工業地の存する区域
 - 第二種区域 出水により危険のおそれのある低地域の開発予定地の存する区域
 - 第三種区域 出水により著しく危険のおそれのある低地域の既存市街の存する区域
 - 第四種区域 出水により危険のおそれのある低地域の内陸部既存市街の存する区域
 - 第五種区域 出水により危険のおそれのある低地域の農村集落の存する区域
- 2 前項に規定する災害危険区域の種別区域は、規則で定める。

(高さの算定方法)

第四条 この条例において建築物の地盤面の高さ、床の高さ等は、名古屋港基準面からの高さ（以下「 $N \cdot P (+)$ 」という。）とし、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条に規定する永久標識である一等水準点一七四一一（名古屋市熱田区市場町二十二番地先路上所在。 $N \cdot P (+)$ 六・二七八メートルとする。）を基準として算定する。

(用語の定義)

第五条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 耐水構造 次のイ又はロのいずれかに該当するものをいう。
- イ 主要構造部である柱及びはり鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造、組積造、鉄骨造その他これらに類する構造としたもの
- ロ 軸組を浸水に対して特に堅固にした木造で、規則で定める構造としたもの

(3) 名古屋市災害危険区域に関する条例(昭和36年3月24日公布・同年6月1日施行時点)

二 避難室 避難の用に供するため平屋建の建築物の天井裏に設ける居室以外の室で、次のイ及びロに掲げる構造としたものをいう。

イ 床面積の合計は建築物の延べ面積の十分の一以内、床の高さは $N \cdot P (+)$ 三・五メートル以上であること。

ロ 容易に屋根上に脱出できる開口部を有すること。

三 避難設備 屋根上に脱出するための屋内からの階段若しくははしご及び脱出口をいう。

(居住の用に供する建築物の建築禁止)

第六条 第一種区域内においては、海岸線又は河岸線からの距離が五十メートル以内で市長が指定する区域内に住宅、併用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿その他常時居住の用に供する建築物を建築してはならない。

(建築物の地盤面の高さ)

第七条 災害危険区域内において建築物を建築する場合には、建築物の地盤面の高さは、災害危険区域の種別に応じて、それぞれ次の表に定めるところによらなければならない。

災害危険区域の種別	建築物の地盤面の高さ
第一種区域	$N \cdot P (+)$ 四メートル以上
第二種区域	$N \cdot P (+)$ ニメートル以上
第三種区域	$N \cdot P (+)$ 一メートル以上
第四種区域	$N \cdot P (+)$ 一メートル以上
第五種区域	$N \cdot P (+)$ ニメートル以上

2 次の各号の一に該当するものについては、前項の規定によらないことができる。

一 第二種区域内において、次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、地盤面の高さを $N \cdot P (+)$ 一メートル以上としたもの

イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しない延べ面積が百平方メートル以内の木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造の建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの

ロ $N \cdot P (+)$ ニメートル以下の部分を将来基礎又は地階とすることができるもの

二 第三種区域内又は第四種区域内において、基礎を $N \cdot P (+)$ 一メートル以上としたものの

三 第五種区域内において、基礎を $N \cdot P (+)$ 二メートル以上としたもの

(建築物の構造)

第八条 災害危険区域内において建築物を建築する場合には、建築物の構造は、耐水構造としなければならない。

2 第一種区域内において建築物を建築する場合には、建築物の構造は、前項の規定にかかわらず、木造以外の耐水構造としなければならない。ただし、居室を有しない建築物で延べ面積が百平方メートル以内のものについては、この限りでない。

3 第二種区域内、第三種区域内及び第五種区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、一以上の居室の床の高さを $N \cdot P (+)$ 三・五メートル以上としなければならない。ただし、延べ面積が五十平方メートル以内の建築物で、避難室又は避難設備を有するものについては、この限りでない。

4 前項の区域内において、海岸線又はこれに近接する浸水のおそれのある河岸線からの距離が五十メートル以内で市長が指定する区域内に建築物を建築する場合には、安全上支障がないと認めて市長が指定する日まで、建築物の構造は、木造以外の耐水構造としなければならない。ただし、第二項ただし書の建築物及び第十条第一号から第五号までに掲げるものについては、この限りでない。

(公共建築物等の地盤面の高さ及び構造)

第九条 災害危険区域内において、学校、病院、集会場、官公署その他これらに類する公共建築物又は発電所、変電所、排水ポンプ場その他これらに類する建築物を建築する場合には、第一種区域内を除き、延べ面積が五十平方メートルを超える建築物の地盤面の高さは、 $N \cdot P (+)$ 二メートル以上とし、その構造は、木造以外の耐水構造としなければならない。ただし、 $N \cdot P (+)$ 二メートル以下の部分を将来基礎又は地階とすることができるとした場合には、建築物の地盤面の高さを $N \cdot P (+)$ 一メートル以上とすることができる。

2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもので、延べ面積が四百平方メートルをこえる建築物又は一団地内に建築する住宅戸数が十以上である場合のそれぞれの建築物の地盤面の高さは、 $N \cdot P (+)$ 二メートル以上としなければならない。ただし、木造以外の耐水構造としたものでやむを得ない事由があると認めた場合及び $N \cdot P (+)$ 二メートル以下の部分を将来基礎又は地階とすることができるとした場合には、 $N \cdot P (+)$ 一メートル以上とすることができる。

(特殊の用途に供する建築物等に対する制限の緩和)

第十条 災害危険区域内において建築物を建築する場合には、その建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当するものであるときは、第一種区域内を除き、当該建築物又

参考資料

(3) 名古屋市災害危険区域に関する条例
(昭和三十六年三月二十四日公布
・同年六月一日施行時点)

は当該建築物の部分については、第七条第一項、第八条第一項及び第九条第一項の規定によらないことができる。ただし、第六号に掲げるものについては、第八条第一項の規定を適用する。

- 一 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する用途に供する建築物
- 二 船着場、木材集積場その他これらに類する用途に供する建築物
- 三 自動車車庫、電車車庫その他これらに類する用途に供する建築物
- 四 工場、事業場等における作業場で重要な設備装置がない部分
- 五 居室を有しない建築物又は居住室を有しない延べ面積が百平方メートル以内の附属建築物
- 六 店舗、事務所その他これらに類する用途に供する建築物の部分又はこれらに附属する居住室の一部

（仮設建築物等に対する制限の緩和）

第十一条 法第八十五条第四項の規定により、市長が六月以内の期間を定めてその建築を許可したものについては、第七条から第九条までの規定を、既存の建築物を増築し、改築し、又は移転する場合で、周囲の状況によりやむを得ないと認められるものについては、第六条、第七条、第八条第二項若しくは第四項及び第九条の規定は、適用しない。

附則（略）

○名古屋市災害危険区域に関する条例施行細則

（目的）

第一条 この規則は、名古屋市災害危険区域に関する条例（昭和三十六年名古屋市条例第二号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（種別区域の指定）

第二条 条例第三条第二項の規定に基づく災害危険区域の種別区域は、次の通りとする。

（略）

（木造の耐水構造）

第三条 条例第五条第一号の規則で定める構造は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 建築物の外壁及び主要な間仕切壁の下をコンクリート造の布基礎としたもの
- 二 基礎、土台、柱、はり及び筋かいをそれぞれボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊

参考資料

(3)

名古屋市災害危険区域に関する条例
（昭和三十六年三月二十四日公布
・同年六月一日施行時点）

結したもの

三 構造耐力上主要な部分である柱の小径を延べ面積が五十平方メートルをこえる建築物については十・五センチメートル以上、その他の建築物については十センチメートル以上としたもの

四 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四十六条第三項に規定する方法によって算出した軸組の長さのうち、その二分の一以上に筋かいを入れた軸組としたもの

附則(略)

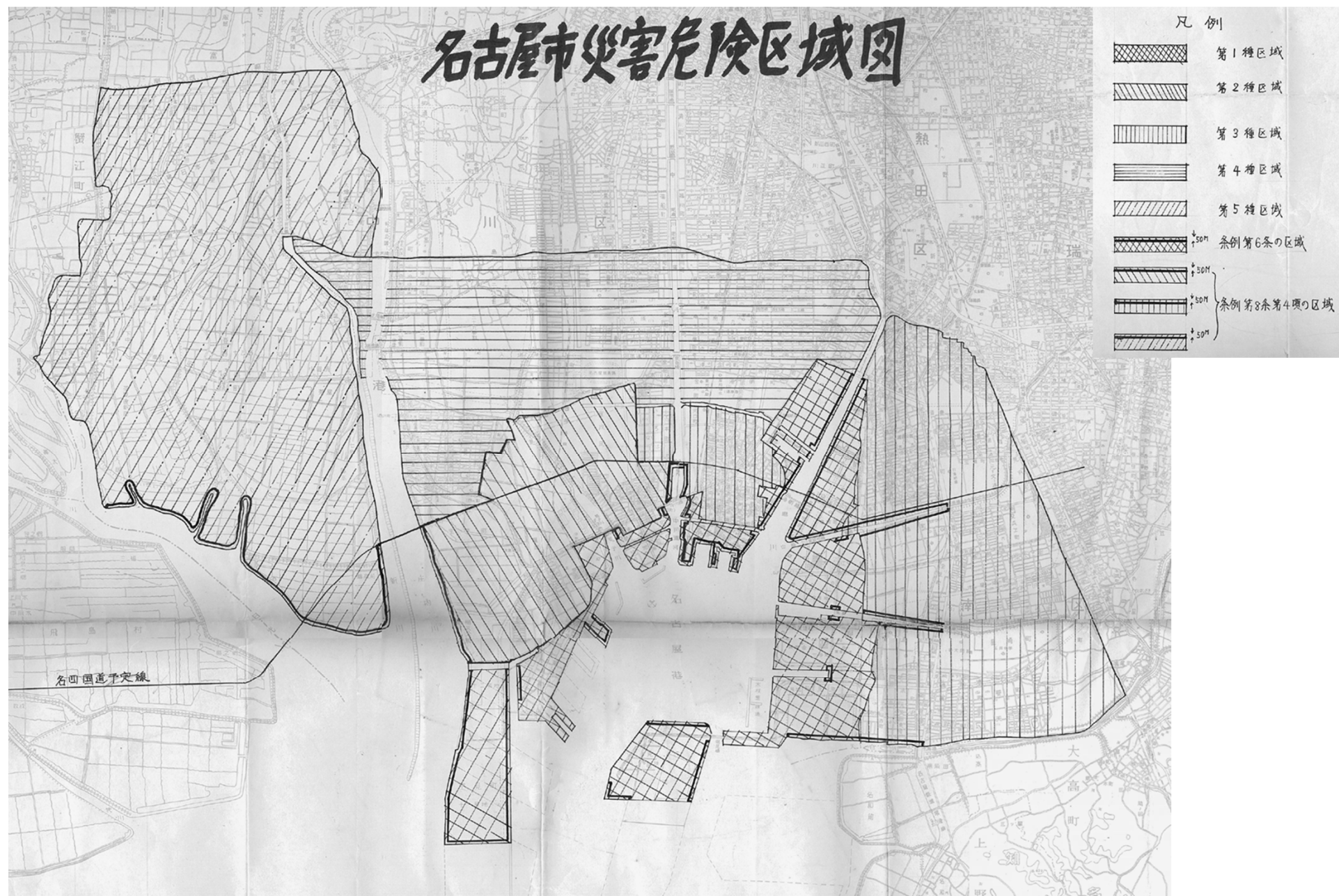
○名古屋市災害危険区域に関する条例第六条及び第八条第四項の規定に基づく市長が指定する区域(昭和三十六年名古屋市告示第百三三号)

(略)

○名古屋市災害危険区域に関する条例第八条第四項に規定にする指定日(昭和三十八年名古屋告示第百二十三号)

(略)

▼図 条例第3条第2項に基づく規則で定める区域、第6条及び第8条第4項の規定に基づく区域



参考資料

(3)

名古屋市災害危険区域に関する条例
(昭和三十六年三月二十四日公布
・同年六月一日施行時点)

(4) 名古屋市臨海部防災区域建築条例(平成2年12月13日公布・平成3年1月1日施行時点)

○名古屋市臨海部防災区域建築条例

(趣旨)

第一条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第三十九条の規定による災害危険区域としての臨海部防災区域の指定及びその区域内における災害防止上必要な建築物の敷地及び構造に関する制限は、この条例の定めるところによる。

(臨海部防災区域の指定)

第二条 次の区域を臨海部防災区域に指定する。

- 一 熱田区のうち、一般国道一号以南で、堀川以西の区域
- 二 中川区のうち、一般国道一号以南で、庄内川以東の区域及び関西本線以南で、庄内川以西の区域
- 三 港区の全域
- 四 南区のうち、東海道本線以西の区域

(臨海部防災区域の種別)

第三条 臨海部防災区域を次の四種に区分する。

- 第一種区域 直接高潮による危険のおそれのある区域
- 第二種区域 出水による危険のおそれのある既存市街の存する区域(第三種区域を除く。)
- 第三種区域 出水による危険のおそれのある内陸部既存市街の存する区域
- 第四種区域 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項により定められた市街化調整区域

2 前項に規定する臨海部防災区域の種別区域は、規則で定める。

(高さの算定方法)

第四条 この条例において建築物の床の高さは、名古屋港基準面からの高さ(以下「N・P(+)」という。)とし、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条に規定する永久標識である一等水準点一七四・一(名古屋市熱田区伝馬一丁目百一番地先路上所在。N・P(+)六・二二〇メートルとする。)を基準として算定する。

(用語の定義)

第五条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 居住室 居住のために使用する居室をいう。
- 二 避難室 避難の用に供するため平家建の建築物の小屋裏又は天井裏に設ける居室以外の室で、次のイ及びロに掲げる構造としたものをいう。
- イ 床面積の合計は建築物の建築面積の八分の一以内、床の高さは $N \cdot P(+) \cdot 3 \cdot 5 \times$

参考資料

(4) 名古屋市臨海部防災区域建築条例
(平成二年十二月十三日公布
・平成三年一月一日施行時点)

ートル以上であること。

□ 容易に屋根上に脱出できる開口部を有すること。

三 避難設備 屋根上に脱出するための屋内からの階段若しくはしこ及び脱出口をいう。

(居住室を有する建築物等の建築禁止)

第六条 第一種区域内においては、海岸線又は河岸線からの距離が五十メートル以内で市長が指定する区域内に住宅、併用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿その他の居住室を有する建築物、病院及び児童福祉施設等（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十九条第一項第一号に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）を建築してはならない。ただし、次の各号に定める構造の建築物については、この限りでない。

- 一 主要構造部が、木造以外の建築物であること。
- 二 居住室、病院の病室及び児童福祉施設等の主たる用途に供する居室の床の高さが、N・P（＋）五・五メートル以上の建築物であること。

(建築物の一階の床の高さ)

第七条 臨海部防災区域内において建築物を建築する場合には、建築物の一階の床の高さは、臨海部防災区域の種別に応じて、それぞれ次の表に定めるところによらなければならない。

臨海部防災区域の種別	建築物の一階の床の高さ
第一種区域	N・P（＋）四メートル以上
第二種区域	N・P（＋）一メートル以上
第三種区域	N・P（＋）一メートル以上
第四種区域	N・P（＋）一メートル以上

(建築物の構造等)

第八条 第一種区域内において建築物を建築する場合には、主要構造部が木造以外の建築物としなければならない。ただし、居室を有しない建築物で延べ面積が百平方メートル以内のものについては、この限りでない。

2 第二種区域内及び第四種区域内において居住室を有する建築物を建築する場合には、二階以上の階に居室を設けなければならない。ただし、第二種区域内においては次の各号の一に、第四種区域内においては第一号又は第二号に該当する場合には、この

参考資料

- (4) 名古屋市長海部防災区域建築条例
(平成二年十二月十三日公布
・平成三年一月一日施行時点)

限りでない。

- 一 一階の一以上の居室の床の高さが、 $N \cdot P (+)$ 三・五メートル以上であること。
- 二 二階以上の階に居室を有する建築物又は前号に該当する建築物が同一敷地内にあること。
- 三 延べ面積が百平方メートル以内の建築物で、避難室又は避難設備を有するものであること。

(公共建築物の床の高さ及び構造)

第九条 臨海部防災区域内において、学校、病院、集会場、官公署、児童福祉施設等その他の

これらに類する公共建築物(当該用途に供する建築物の部分を含む。以下同じ。)を建築する場合においては、第一種区域内を除き、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、延べ面積が百平方メートル以内の公共建築物は、この限りでない。

- 一 公共建築物の一階の床の高さが、 $N \cdot P (+)$ 二メートル以上であること。
- 二 公共建築物の一以上の居室の床の高さが、 $N \cdot P (+)$ 三・五メートル以上であること。ただし、床の高さが $N \cdot P (+)$ 三・五メートル以上である居室を有する公共建築物が同一敷地内にある場合は、この限りでない。
- 三 主要構造部が、木造以外の建築物であること。

(地下の建築物に対する制限)

第九条の二 臨海部防災区域においては、地下の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場その

他これらに類する建築物は、次の各号に該当する地下道に接しなければならない。

- 一 地上に通ずる出入口の最上部の床面及び周壁(最上部の床面に接する部分を除く。)の高さが、第七条に定める建築物の一階の床の高さの最低限度に $O \cdot 三$ メートルを加えたもの以上であること。
- 二 地上に通ずる出入口に、地下道への浸水を防止するための有効な防水壁、防水扉その他これらに類する施設を設けていること。

(特殊の用途に供する建築物等に対する制限の緩和)

第十条 臨海部防災区域内において建築物を建築する場合において、その建築物又は建築物の

部分が次の各号の一に該当するものであるときは、第一種区域内を除き、当該建築物又は当該建築物の部分については、第七条及び第九条の規定によらないことができる。

- 一 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する用途に供する建築物又は建築物の部分
- 二 船着場、木材集積場その他これらに類する用途に供する建築物又は建築物の部分

- 三 自動車車庫、電車車庫その他これらに類する用途に供する建築物又は建築物の部分
- 四 工場、事業場等における作業場その他これらに類する用途に供する建築物又は建築物の部分
- 五 居室を有しない建築物又は居室を有しない附属建築物
- 六 店舗、事務所その他これらに類する用途に供する建築物又は建築物の部分

(仮設建築物等に対する制限の緩和)

第十一条 法第八十五条第四項の規定により、市長が一年以内の期間を定めてその建築を許可したものについては、第七条から第九条までの規定は適用しない。

2 この条例の規定の施行の際現に存する建築物(工事中の建築物を含み、法第三条第三項第一号を適用した場合に同号に該当することとなる建築物を除く。)を増築又は改築する場合において、当該増築又は改築に係る部分で周囲の状況によりやむを得ないと認められるもの及び当該増築又は改築に係らない部分については、第六条から第九条までの規定は適用しない。

附則(略)

○名古屋市臨海部防災区域建築条例施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、名古屋市臨海部防災区域建築条例(昭和三十六年名古屋市条例第二号。以下「条例」という。)第三条第二項の規定に基づき、種別区域の指定に關して必要な事項を定めるものとする。

(種別区域の指定)

第二条 条例第三条第二項の規定に基づく臨海部防災区域の種別区域は、次の通りとする。

- 一 第一種区域 港区のうち市長が定める区域
- 二 第二種区域 中川区のうち関西本線以南で庄内川以西の市街化調整区域以外の区域(庄内川、新川及び一般国道一号に囲まれた区域を除く。)、南区のうち東海道本線以西の区域及び港区のうち市街化調整区域以外の区域(第一種区域及び第三種区域を除く。)
- 三 第三種区域 熱田区のうち一般国道一号以南で堀川以西の区域、中川区のうち一般国道一号以南で新川以东の市街化調整区域以外の区域及び港区のうち市長が定める区域
- 四 第四種区域 中川区のうち関西本線以南の市街化調整区域及び港区の市街化調整区域

○名古屋市臨海部防災区域建築条例第六条の規定に基づく市長が指定する区域（平成二年名古屋
市告示第三百七十号）
（略）

○名古屋市臨海部防災区域建築条例施行細則第二条第一号及び第三号に規定する港区のうち市
長が指定する区域（平成二年名古屋市告示第三百七十一号）
（略）

参考資料

(4)

名古屋市臨海部防災区域建築条例
（平成二年十二月十三日公布
・平成三年一月一日施行時点）

▼図 条例第3条第2項に基づく規則で定める第一種区域及び第三種区域

参考資料

(4)

名古屋市長海部防災区域建築条例
(平成二年十二月十三日公布
・平成三年一月一日施行時点)



※条例第6条の規定に基づく区域は省略